

## 監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表

## 通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

### 第 1 定期監査

#### 1 平成16年度第 1 回定期監査結果報告（平成17年 3 月30日監査報告第 4 号）

（テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」）

##### (2) 使用料の算定や減免などについて改善を求めるもの

ウ 適切な財産の区分・管理の検討を行うとともに、適正な対価の徴収を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

##### 【指摘事項】

港湾局は、「船員及び店舗関係者のための分譲住宅並びに店舗敷地」として、中区にある土地の使用許可を行っている。

この分譲住宅等の敷地は、船員のための住宅であることから、行政財産とし、使用料を50%減額している。分譲から約30年が経過し、この建物の住宅部分は、事務所への転用や、船員以外の居住が見受けられた。

については、居住状況等を踏まえ、分譲住宅等の敷地を行政財産として使用許可することの適否を含め、適切な財産の区分・管理の検討を行うとともに、適正な対価を徴収されたい。

[措置結果]

現在、横浜港における港湾住宅の再整備についての検討を関係機関等と進めております。この中で、当該土地についても、適切な財産の区分・管理に向けて検討を行ってまいります。

また、平成18年度より居住状況を踏まえ、減額の見直しを行っており、現在の減免率は40%となっておりますが、平成22年 1 月に段階的に減免を廃止していくことで居住者と合意いたしました。

#### 2 平成20年度第 1 回定期監査結果報告（平成21年 1 月13日監査報告第 4 号）

##### (1) 現金・金券類の取扱事務

ア 公会堂等における現金出納事務について（神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区）

[監査結果]

##### 【指摘事項】

公会堂使用料収入及び行政サービスコーナーの収入証紙発売機による領収金（以下「領収金」という。）については、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」により、収納した当日中に指定金融機関等へ払い込むことが原則とされている。

そこで、平成20年度における公会堂と行政サービスコーナーにおける現金出納状況に

ついてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 公会堂における領収金を当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく、期間では最長8日間、金額では最大約23万円を保管していたもの（神奈川区地域振興課）

(イ) 公会堂における領収金を当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく、期間では最長4日間、金額では最大約14万円を保管していたもの（保土ヶ谷区地域協働課）

(ウ) 新杉田行政サービスコーナーにおける領収金を当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく、毎日、収納日の翌朝に収入証紙発売機から領収金を取り出し、指定金融機関等へ収納日の翌営業日に払い込んでいたもの（磯子区戸籍課）

については、事故防止の観点からも保管する現金を極力少なくする必要があることから、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づく適正な事務処理を行われたい。

[措置結果]

(神奈川区)

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づき、当日中に指定金融機関等へ払い込むことができる午後2時までに領収したのものについては当日中に、午後2時以降に領収したものは翌日に、また、指定金融機関非営業日に領収したものは、翌営業日に払い込むよう、平成20年10月28日に指導を行い、今年度も改善状態が続いていることを確認しました。

(保土ヶ谷区)

指摘を受けた後、速やかに確認を行い、領収金は「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づき、当日中に指定金融機関等に納付し、営業時間外の場合は、金庫に保管のうえ、翌営業日に速やかに納付するよう再度、館長代行を通じ全公会堂職員に指導を行いました。

(磯子区)

収入証紙発売機による領収金につきましては、当日の午後2時を目安として、収入証紙発売機から取り出し、指定金融機関への払込みの可能な時間（午後3時）までに、指定金融機関に払い込むよう、平成21年1月14日から改善しました。

## イ 前渡金の不適切な事務処理について（市民活力推進局及び道路局）

[監査結果]

**【指摘事項】**

前渡金の事務処理の状況に関して、市民活力推進局及び道路局を調べたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

(ア) 前渡金等の管理に使用する預金口座（以下「前渡金口座」という。）に関わる不適切な事例

a 前渡金の流用

(a) 旅費として前渡金口座に入金されていた資金を講座参加費として支払っていた。（市民活力推進局協働推進課）

(b) 運転免許取得のための受講料として前渡金口座に入金されていた資金を免許交付手数料等として支払っていた。（道路局総務課）

b 前渡金の留め置き

- (a) 平成18年12月に旅費として前渡金口座に59,590円が入金されたが、引出額が59,570円であったため、残金の20円が平成20年5月までの1年5か月の間、前渡金口座に留め置かれた状態になっていた。(市民活力推進局地域施設課)
- (b) 研究大会参加費を担当者が立替払したが、その費用が2か月間前渡金口座に留め置かれていた。(市民活力推進局スポーツ振興課)
- (c) 切手の購入のため、平成19年9月に8,000円が前渡金口座に入金されたが、口座から引き出したのは、4か月後の平成20年1月だった。(道路局交通安全・放置自転車課)
- c その他
  - (a) 職員の親睦会費を前渡金口座に預け入れていた。(市民活力推進局広報課)
  - (b) 前渡金口座で発生した利息を2年間以上歳入処理していなかった。(市民活力推進局地域施設課)
- (イ) 公函等の複写代の支払事務に関わる不適切な事例
  - 道路局では、公函等の複写代について、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づき毎月、資金前渡及び精算を行っているが、支払事務に関して次のような不適切な事例が見受けられた。
    - a 前渡金の流用・立替払
      - 前月や翌月の前渡金を流用したり、担当者が立替払し、後日請求しているものがあった。(道路局路政課及び建設課)
    - b 不適切な領収書による代金請求
      - コピーした領収書を使用したり、領収書の日付の改ざんや領収書のあて名の修正を行っているものがあった。(道路局建設課)
    - c 精算記録の不備
      - どの職員が複写代を使用したのか、その代金をいつ職員に支払ったかなどの記録がなく、管理体制が不十分だった。(道路局建設課)
  - については、公函等の複写代の事例のように少額(30円から390円)であっても、前渡金事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課において事務のチェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行なわれるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。(市民活力推進局総務課及び道路局総務課)

[措置結果]

(市民活力推進局)

昨年度指摘のあった項目については、以下のとおり、改善しました。

- (ア) - a - (a)
  - 参加費等を、前渡金口座より引き出す際には、必ず入金を確認してから引き出すようにしています。また、昨年度の監査関係資料の課内回覧、朝ミーティングでの呼びかけ等を通じて、課内周知を徹底しています。(協働推進課)
- (ア) - b - (a)
  - 前渡金口座に留め置かれていた20円については、監査後すぐに口座から引き出し、支給対象者に支給しました。(地域施設課)

(ア) - b - (b)

スポーツ振興課内で経理研修を行い、適切な前渡金の事務処理について周知しました。(スポーツ振興課)

(ア) - c - (a)

引継ぎ等の徹底と、朝礼で全職員に事情説明し、周知を図るとともに、金庫を2つ購入し、用途をきちんと区別し保管しています。(広報課)

(ア) - c - (b)

平成18年から定期監査実施までの前渡金口座に利息が発生していましたが、利息については、10月31日に歳入(17円)処理をするとともに、普通預金口座から利息が発生しない決裁用預金口座に変更しました。(地域施設課)

(イ)

公図等の複写の発生する課には、前渡金による管理を徹底するよう周知し、日常の経理事務の中で、指導を徹底しています。

なお、前渡金の管理については、平成21年3月19日に実施した局内研修において、前渡金の受払いの管理の適正化について周知徹底を図りました。

また、今年度中に各課への立入調査の実施を予定しています。(総務課)

(道路局)

(ア) - a - (b)

前渡金を口座から出金した後は、直ちに執行・精算手続を行うことを徹底しています。

また、同一の事業で用途が異なる場合の支出手続きについては、「節」ごとに支出命令の手続を行い、出金時における節別管理を確実にを行うことを徹底しています。

(総務課)

(ア) - b - (c)

切手の購入にあたっては、①郵便切手受払簿により、在庫状況を確認し、保管枚数が必要最小限にとどまるよう、必要性を確認しながら、計画的に購入手続きを行うこと、②発送事務を計画的に行い、できる限り料金後納郵便を活用することなど、課内会議において適切な事務処理について周知徹底しました。(平成20年10月)(交通安全・放置自転車課)

(イ) - a 前渡金の流用・立替払

前渡金の流用、立替払及び後日請求を防止するため、前渡金が必要となる日について担当者が注意を払い、必ず事前に受入れを行うとともに、精算時は、前渡金受払簿や領収書を添付し、当該前渡金の使用目的に適った執行がされたことを複数の職員で確認するよう徹底しています。

また、公図複写代など、1か月単位で受入れ・精算を行う前渡金については、月の初日に当該月分の受入れ手続きとあわせて、前月分の戻入・精算を行うことを徹底しています。(路政課及び建設課)

(イ) - b 不適切な領収書による代金請求

コピーした領収書の使用や改ざんを防ぐため、公図複写代の支払い時には、領収書の原本を添付し、一枚ずつ確認することを徹底しています。(建設課)

(イ) ーc 精算記録の不備

領収書と前渡金管理簿に複写代を使用した職員の名前を記入し、いつ、誰が支払いを行ったのかがわかるよう精算記録の不備を改善しました。(建設課)

局全体の再発防止策

前渡金事務の適正な執行に向けて、平成21年10月総務課経理係により、各課への立入調査を行うとともに、適正な事務処理について周知徹底を行いました。今後も年1回程度の調査を行い、再発防止に努めています。(総務課)

ウ 金券類の管理について(保土ヶ谷区)

[監査結果]

【指摘事項】

保土ヶ谷区の金券類の管理状況を見たところ、次のような不適正なものがあった。

(イ) タクシーチケットについて、払出しに際して受払簿に記載をしておらず、その行方が分からなくなっているものが22枚あった。(保土ヶ谷区総務課)

タクシーチケットについては「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて」(平成5年12月24日総務局長通知)に基づき、適正に取り扱われたい。

[措置結果]

タクシーチケットの管理については、平成21年1月26日に総務課内で研修を行い、管理の徹底を確認しました。

また、平成21年1月28日には、区役所全課の職員を対象にした定期監査の指摘事項等に係る改善・検討研修会を開催し、その中で、タクシーチケットの管理の徹底を周知しました。

(2) 収入事務

ア 駐車場料金徴収等の事務手続について(道路局)

[監査結果]

【指摘事項】

道路局では、スカイウォーク及びスカイウォーク駐車場(以下「駐車場」という。)の管理運営を業者委託により行っている。

そこで、駐車場管理運営に関する事務をみたところ、平成19年度まではスカイウォークの管理受託者が港湾局から目的外使用許可を受け駐車場を運営していたが、平成20年度からは道路局が公有財産の使用承認を得て、スカイウォークと駐車場を一括して管理することになった。このため、道路局は駐車場料金を市の歳入として収納したが、所定の手続を行わずに、従来の管理受託者と同様の方法で、駐車場料金の設定及び徴収を行っていた。

については、駐車場料金の徴収等については、適切な事務手続を行われたい。(事業調整課)

[措置結果]

港湾局との協議の結果、当該ふ頭用地はスカイウォーク利用者の交通利便性を維持し利用促進を図るための駐車場として、無償で使用承認を受けていることを考慮し、料金

徴収は行わないこととし、速やかに、施設形態の変更及び利用者への周知を行い、平成20年12月から無料としました。

#### ウ 土木事務所から報告された証紙収入の調定について（道路局、神奈川区及び磯子区）

[監査結果]

##### 【指導事項】

各区土木事務所では、図面謄本、写し証明交付手数料等の交付手数料を証紙により徴収し、その実績を道路局に報告している。

そこで、これらの事務についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 毎月報告すべき「証紙抹消高報告」を、平成19年4月から平成20年2月分までの11か月分をまとめて、平成20年3月に報告していた。（磯子土木事務所）

(イ) 平成19年度の「証紙抹消高報告」について、神奈川土木事務所で2,700円、磯子土木事務所で300円が集計ミスにより過小に報告していた。（神奈川土木事務所及び磯子土木事務所）

(ウ) 道路局では、各区から報告された金額をまとめて調定しているが、集計ミスにより平成19年度の調定額が、43,200円過小となっていた。（道路局道路調査課）

また、平成19年度の道路幅員証明手数料の調定額について、300円が集計ミスにより過小となっていた。（道路局管理課）

については、正確な調定を毎月行うとともに、各区が正確な報告を行える仕組みを確立されたい。

[措置結果]

(道路局)

区土木事務所に対して、報告の遅延・集計ミスが発生しないよう、平成20年11月に「月別報告集計表」を作成し、報告期日の厳守及び所内でのダブルチェックの徹底など、適正かつ正確な報告が行える仕組みづくりを実践しています。

また、区土木事務所に平成20年11月25日付で、適正な事務執行について通知するとともに、併せて区土木事務所管理係長会においても、周知徹底を図りました。

課内においては、区土木事務所からの報告を集計する際には、正確な金額で調定を行うように確認作業を徹底しています。（道路調査課）

平成20年10月開催の区土木事務所管理係長会において、公金振替につながる調定業務の重要性について再確認を行い、実績報告（収入証紙抹消高報告書）についても提出期限を厳守すること及び副所長までの決裁後、その写しを紙又はデータにて送付することについて周知徹底しました。

課内においては、区土木事務所からの報告を受け、調定する際には区集計表を用いたダブルチェックを行い、年度末には土木事務所に集計データを送付し、再確認を促しました。（管理課）

(神奈川区)

「証紙抹消高報告」は、平成21年1月から毎月ダブルチェックを行うことにより適正に処理し正確に報告するよう、平成20年11月から指導を行い、今年度も改善状態が継続していることを確認しました。

(磯子区)

磯子土木事務所では、監査結果の指摘を踏まえ、平成21年1月に職員に対して、歳入の適正な調定を行うよう周知徹底を図りました。

「証紙抹消高報告」については、適正に処理し、道路局長に正確な報告を毎月行うよう改善しました。

## エ 自転車駐車場整理手数料等の調定について（道路局）

[監査結果]

【指導事項】

道路局では、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」により、自転車駐車場を設置し、また、放置禁止区域内に放置されている自転車については定められた保管場所に移動した時、自転車駐車場整理手数料及び放置自転車等移動費用などの収入を徴収している。

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」によると、歳入金を徴収する原因が生じた時は、直ちに調定しなければならないとされているが、確認したところ、平成20年5月分から8月分までの4か月間の調定が行われていなかった。

については、直ちに調定を行われたい。（交通安全・放置自転車課）

[措置結果]

平成20年5月分から8月分までの歳入調定は、平成20年10月にすべて行いました。

また、全職員に対して、歳入金の徴収原因が生じた場合は、規則に基づき直ちに調定を行うよう徹底しています。

## (3) 支出事務

### ア 印刷契約における予算の適切な執行について（道路局）

[監査結果]

【指摘事項】

道路局では、図面等の印刷業務について概算数量契約を締結し執行している。

そこで、毎月の支出内容を確認したところ、平成19年度下半期分の契約において、予定数量を大幅に超えたため、契約書等の書き換えを行い、超過金額分の大半を翌年度予算から支出していた。

また、「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」等により分割納入する場合はその都度納品書を徴し、納入数量を正確に把握することとされているが、支出の根拠に必要な納品書が平成19年4月分から平成20年8月分まで全く保管されていなかった。

については、法令を遵守し、契約及び支出手続並びに関係書類の保管について適切な執行を行われたい。（建設課）

[措置結果]

#### 1 平成20年度の印刷契約について

図面等印刷業務については、契約金額の超過が見込まれる場合には追加執行を行い、当該年度予算で適切に支出することを周知徹底しました。なお、平成20年度分については、平成21年10月に契約書、支出命令書及び請求書類を突き合わせ、法令等に基づ

いて、適切に執行されたことを確認しました。（建設課）

## 2 再発防止について

平成21年10月21日に局内各課の経理担当者研修を行い、予算の適切な執行、納品書など関係書類の整理と保存など、契約事務・会計事務における不適切な処理の再発防止を図りました。（総務課）

## イ 契約内容に則した事務手続の徹底について（道路局）

[監査結果]

### 【指摘事項】

道路局では、パーソナルコンピュータを修繕するとして一連の契約手続を行い、修繕費を支出していたが、実際には同価格程度の新品を納入させていた。

については、契約内容に則した事務手続を徹底されたい。（建設課）

[措置結果]

平成20年11月に、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等を遵守した適正な事務処理を課内に周知徹底しました。

## ウ 補助金の精算について（磯子区）

[監査結果]

### 【指導事項】

個性ある区づくり推進費に係る平成19年度の補助金の精算報告についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(イ) 磯子区体育指導委員連絡協議会活動補助金及び磯子区青少年指導員協議会活動費補助金の精算報告書によると、余剰金が生じていたが、各補助金交付要綱に基づく事務手続を行っていなかった。（磯子区地域振興課）

補助金の精算にあたっては、各補助金交付要綱に基づき、適切に執行されたい。

[措置結果]

磯子区では、監査の指摘を受けて、対象となる決算書を精査しました。

磯子区体育指導委員連絡協議会では、平成19年度決算書に誤りがあったことが認められたため、平成21年11月に訂正の決算書を提出させました。なお、その結果、区へ戻入すべき余剰金はないことを確認しました。

磯子区青少年指導員協議会では、余剰金50,845円が生じていたことが確認できたため、平成21年11月に同額の戻入を受けました。

## (4) 契約事務

### ア 産業廃棄物処理委託事務について（市民活力推進局、神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区）

[監査結果]

### 【指摘事項】

神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区及び市民活力推進局で排出される産業廃棄物の処理状況について、産業廃棄物管理票等をみたところ、次のような不適正な事例が見受けられ

た。

(ア) 委託した産業廃棄物の最終処分が適正に行われたことを産業廃棄物管理票で確認せず、検査調書を作成し支出を行っていたもの（神奈川区総務課 2 件、保土ヶ谷区総務課 6 件、磯子区総務課 1 件及び市民活力推進局総務課 1 件）

(イ) 什器等の廃棄を納入業者に行わせるなど、産業廃棄物処理業の許可を受けていない業者に処理を委託したもの（保土ヶ谷区総務課 2 件及び市民活力推進局地域活動推進課 1 件）

については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、産業廃棄物を適正に処理されたい。

[措置結果]

(市民活力推進局)

平成21年 3 月 19 日に実施した局内経理研修において、資源循環局産業廃棄物対策課から講師を招き、適正な処理方法等についての研修を行い、局内への周知徹底を図りました。

局内研修後、研修内容については、課内研修の実施・課内ミーティングでの周知・研修資料の回覧等、課ごとの方法により、各課内での周知徹底を図っております。

(神奈川区)

平成21年 1 月 28 日に、神奈川区総務課職員 3 名が資源循環局産業廃棄物対策課へ出向き、廃棄物の処理等に係る指導を受けました。3 月には、指導内容について、産業廃棄物を排出する事業を所管する地域振興課担当職員に対し総務課から研修を行いました。

また、平成21年 8 月 30 日に執行された横浜市長選挙及び衆議院議員総選挙に係る産業廃棄物の処理以降、排出事業所（神奈川区投開票所計44箇所）ごとに産業廃棄物管理票を交付、処分業者から提出された産業廃棄物管理票D票で処分が適正に行われたことを確認し支出処理を行うよう改善しました。

(保土ヶ谷区)

産業廃棄物処理委託事務について、平成21年 1 月 28 日に区役所全課の職員を対象にした定期監査の指摘事項等に係る改善・検討研修会を開催し、その中で、産業廃棄物処理委託業務についての研修を行うとともに、次のように処理を行うよう改善しました。

(ア) 施設ごとに産業廃棄物管理票を発行、確認し、それをもって検査調書を作成し支出を行うこととしました。

(イ) 産業廃棄物の処理については産業廃棄物の収集運搬許可を持つ業者、産業廃棄物処分の許可を持つ業者にそれぞれ委託することとしました。

(磯子区)

磯子区では、平成21年 5 月に選挙管理委員会が開催した「投票所等廃棄物事務研修」に統計選挙係長及び担当者が参加するとともに、6 月にはその資料を使って、産業廃棄物の処理委託を行う関係課（総務課、地域振興課及び土木事務所）の担当者を対象に研修を実施しました。

平成21年 8 月 30 日執行の横浜市長及び衆議院議員総選挙に係る産業廃棄物の処理以降、区内全36投票所及び開票所ごとに産業廃棄物管理票を交付し、処分業者から提出された産業廃棄物管理票D票で処分が適正に行われたことを確認後、支出処理を行うよう

改善しました。

#### イ システムの導入に伴うライセンスの調達について（道路局）

[監査結果]

##### 【指摘事項】

道路局では、職場内の電子データを共有化するためのシステムを導入している。

そこで、システムの導入に関する契約関係書類を確認したところ、行政運営調整局が既取得していたライセンスを重複して取得している事例が、次のとおり見受けられた。

(ア) ライセンスを95台分リースしていたもの（道路局建設課）

については、システムを導入する際には、不要なライセンスを調達しないよう、契約内容を精査されたい。

[措置結果]

サーバーを導入（再リース含む）する際には、不要なライセンスを重複して調達することのないよう、行政運営調整局IT活用推進課に事前相談を行い、仕様書に基づいた契約を行うようにしました。

なお、重複したライセンスについては、平成21年9月末日で契約期間が終了しました。

#### ウ パーソナルコンピュータ修繕に伴う保証内容の確認について（道路局）

[監査結果]

##### 【指摘事項】

道路局で修繕されたパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）のうち、リースにより調達されていたものについては、3年間のパーツ保証（以下「保証」という。）が付されている。

そこで、リースにより調達したパソコンの修繕についてみたところ、平成19年度に行われた3件については、リース会社に保証の可否を確認しないまま修繕を依頼したものであった。これらの修繕に保証が適用された場合は、修繕費を縮減できた可能性があるため、物品の修繕に当たっては、保証内容を確認した上で執行されたい。（建設課）

[措置結果]

平成20年11月からパソコンリースの契約依頼時には、入札業者からの定価見積書および機種仕様を詳細に検討し、契約内容を精査し、契約を行っています。

またパソコンに限らずリース物品については、保証内容を把握し、保証項目の可否を再確認した上で修繕を行っています。

#### エ 委託等契約事務における業者選定について（神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区）

[監査結果]

##### 【指導事項】

区では、遊休地を暫定的に利用して子どもが安全に遊ぶことができる「子どもの遊び場」事業を行っている。そこで、平成19年度及び平成20年度の「子どもの遊び場」に係る遊具点検及び修繕の契約状況（全件）についてみたところ、以下のとおりであった。

については、広く業者選定を行い、競争性の高い発注に努められたい。（神奈川区地域振興課、保土ヶ谷区地域協働課及び磯子区地域振興課）

＜遊具点検及び修繕に係る契約状況＞

| 神奈川区 |          | 保土ヶ谷区 |          | 磯子区  |          |
|------|----------|-------|----------|------|----------|
| 契約業者 | 契約金額     | 契約業者  | 契約金額     | 契約業者 | 契約金額     |
| A社   | 312,375円 | B社    | 231,000円 | C社   | 136,290円 |
| B社   | 163,800円 | B社    | 735,000円 | C社   | 533,190円 |
| B社   | 598,500円 | B社    | 149,100円 | C社   | 912,450円 |
| B社   | 138,600円 | B社    | 459,900円 | C社   | 226,800円 |
| B社   | 138,600円 | B社    | 239,400円 | C社   | 597,765円 |
| B社   | 756,000円 | B社    | 210,000円 | C社   | 80,640円  |
|      |          | B社    | 997,500円 |      |          |
|      |          | C社    | 999,495円 |      |          |

※ 期間：平成19年4月（支出分）から平成20年9月まで

[措置結果]

(神奈川区)

複数の業者による見積合わせを実施し、合わせて、同一の業者が多数回連続して落札する結果とならないよう、落札状況に応じて、新たな参加業者の選定を行うよう改善しました。

具体的には、平成21年2月、過去2年間選定していないD社及びE社を選定し、見積合わせを実施しました。（地域振興課）

また、総務課から各課庶務担当係長に対し、特定業者に偏った業者選定の是正について研修を行い（平成21年11月）、庶務担当係長は各職場へ戻り職員に対して周知及び改善指導を行いました。（総務課）

(保土ヶ谷区)

業者選定方法について、総務課と検討を行い、一般競争有資格者名簿から、3社以上の事業者へ見積合わせの参加を呼び掛ける等、より公平性、競争性の高い業者選定に努めています。

また、平成21年1月28日に区役所全課の職員を対象にした指摘事項等に係る改善・検討の研修会を開催し、その中で、契約における業者選定など、適正な発注業務を行なう確認しました。

(磯子区)

総務課が開催した監査指摘事項説明会（平成21年1月）と経理研修（8月）において、業者選定に当たっては、特定の業者に偏ることなく公平性を図るよう全課に周知しました。

また、子どもの遊び場の遊具点検及び修繕を実施する際には、公平性、競争性の高い業者選定をするため、見積書を徴収する相手方を順番に選ぶための「見積り選定表」を平成21年度から作成することとしました。

### 3 平成20年度第2回定期監査結果報告（平成21年4月20日監査報告第2号）

#### （収入事務）

#### (1) 福祉授産所使用料に関する手続の遅延等について（健康福祉局）

##### 〔監査結果〕

##### 【指摘事項】

「障害者自立支援法」の施行により、「横浜市福祉授産所条例」が改正され、所得が一定の基準を超える福祉授産所の通所者は、福祉授産所使用料の一部（1割）を平成19年4月利用分から負担することになった。

この使用料は、福祉授産所から、通所者の毎月の利用状況を市町村の担当課へ報告し、同課の審査を経て、金額が決定されることになっている。

そこで、毎月取りまとめて報告すべき通所者の利用状況について確認したところ、戸塚福祉授産所では、次のような事例が見受けられた。

ア 一部の通所者について、報告を行っていなかった。

イ 平成19年10月から平成20年11月までの利用分について、最長11か月間、報告が遅延していた。

については、使用料の決定に必要な手続を早急に行うとともに、遅滞した通所者負担分の使用料に関する事務を進められたい。（戸塚福祉授産所）

##### 〔措置結果〕

遅延していた使用料に関する事務については、担当課に審査の請求を行い、平成22年1月までに金額が決定され、全て確定しました。

また、戸塚福祉授産所における使用料に関する事務について、遺漏が生じないように、所内でマニュアルを整備しました。（平成21年3月16日決裁）

#### (2) 福祉授産所が実施する企業実習の位置付けについて（健康福祉局）

##### 〔監査結果〕

##### 【指摘事項】

福祉授産所では、障害者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行支援として、企業実習を行っている。

また、企業実習は、一定の条件を満たすことで、施設外の活動と位置付けられ、本市は、福祉授産所使用料収入を得ることができることとなる。

しかし、戸塚福祉授産所においては、企業実習を施設外支援と位置付けるのに必要な「実習に関する個別支援計画」及び「日報」を作成していなかった。

このため、使用料の請求は、行われていなかった。

については、企業実習においても、使用料が得られるよう事業手順を検討するなど収入確保に努められたい。（戸塚福祉授産所）

##### 〔措置結果〕

企業実習を施設外支援と位置付けるのに必要な「実習に関する個別支援計画」及び「日報」を作成するよう、事務担当者会議等を通じ、障害支援課所管の全福祉授産所に再度周知を行いました。

### (3) 国民健康保険料の減免について（西区）

[監査結果]

#### 【指摘事項】

区保険年金課では、失業等の事情で国民健康保険料を納めることが困難な場合、納付義務者の申請により保険料を減免している。

平成20年度の減免申請のうち、法令に定められた所得基準を下回る低所得及び所得が著しく減少した所得減少の事由による申請をみたところ、次のような事例が見受けられたので、「横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」に基づく適正な事務処理を行われたい。

ア 減免額に誤りがあるもの（西区保険年金課8件）

[措置結果]

ア 誤って減免した対象者に対しては3月から連絡をとり、今後の納付方法について相談をさせていただき、平成21年4月10日までに減免額の決定通知書を送付しました。

イ 2月24日、課内で減免の取扱いについて職員研修を行い、適正な手続きを周知するとともに、実務担当者の4人については、3月9日と3月10日の2日間で再発防止の研修を行いました。

#### 【研修で使用した資料】

国民健康保険料事務処理マニュアル〈第9章保険料減免事務〉

### (4) 敬老特別乗車証の利用者負担金収入の調定について（健康福祉局）

[監査結果]

#### 【指導事項】

敬老特別乗車証の交付に当たっては、「横浜市敬老特別乗車証条例」に基づき利用者負担金を徴している。

そこで、この利用者負担金収入の調定事務についてみたところ、数か月分まとめて調定し、平成19年度は2回、平成20年度は監査日現在で1回しか行っていなかった。

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」によれば、納付書を用いる収入については当月分を翌月10日までに調定を行うこととされていることから、規則に基づき適時に調定を行われたい。（高齢健康福祉課）

[措置結果]

指導があった月から、敬老特別乗車証の利用者負担金収入は、「横浜市予算、決算及び会計規則」に基づき、当月分について、翌月10日までに調定を行っています。

#### （支出事務）

### (7) 雇用契約期間外のアルバイトの勤務について（健康福祉局）

[監査結果]

#### 【指摘事項】

恵風ホームでは、入所者に対する相談業務の補助を行うアルバイト職員を雇用している。この職員の雇用期間は、平成20年5月まででいったん終了し、8月から再び雇用する

こととなっていた。

しかし、4月と5月は週5日勤務したとして賃金を支払っていたが、実際に勤務させていたのは週3日で、勤務しなかった日数を雇用期間外の6月と7月に振り替えて勤務させるなどしていた。

雇用契約の期間外に職員を勤務させることは、労働契約上不適切であるばかりでなく、業務上の事故等が発生した際に施設運営上も重大な問題となりうることから、厳に慎みたい。（恵風ホーム）

〔措置結果〕

今後このような不適切な処理をしないよう周知徹底を図りました。今年度についても、産休育休代替アルバイトをはじめ数人のアルバイトを雇用していますが、指摘のありましたような不適切な事務処理は行っていません。

#### (8) 国民健康保険地区担当員報酬の督励算入について（西区、旭区及び都筑区）

〔監査結果〕

【指摘事項】

国民健康保険地区担当員は、未納保険料及び延滞金の訪問徴収業務を行う非常勤嘱託員で、基本報酬に加え、能率報酬、延滞金徴収報酬等が支給されている。

能率報酬等は、訪問徴収実績に基づき算定されるが、被保険者が不在の際に「訪問・不在連絡票」や「納付書」等の文書（以下「督励文書」という。）で催告をした結果、保険料等が納付された場合は、これを訪問徴収実績に加算する「督励算入」が認められている。

そこで、督励算入に係る事務をみたところ、次のとおり「地区担当員徴収事務マニュアル」に定められた算入基準に該当しない事例が見受けられた。

- ア 督励文書の有効期限（交付日から4か月）を過ぎているもの（西区保険年金課39件、旭区保険年金課12件及び都筑区保険年金課1件）
- イ 督励文書の交付日に訪問催告をしたことが業務日報で確認できないもの（西区保険年金課5件、旭区保険年金課140件及び都筑区保険年金課2件）
- ウ 督励文書が添付されていないもの（旭区保険年金課4件及び都筑区保険年金課3件）
- エ 督励文書に延滞金額の記載がないもの（都筑区保険年金課39件）

については、事務手続を遵守するとともに、督励文書の確認を徹底し、適正に処理されたい。

なお、都筑区では平成20年2月以前の督励文書418件について所在が不明となっており、確認ができなかった。

〔措置結果〕

（西区）

ア 本件の監査結果を受けて、督励算入事務については地区担当員徴収事務マニュアル及び関連通知に則って、適正な事務手続きを取るよう職員を指導するとともに、運営責任職によるチェックも徹底することとしました。（平成21年2月24日に課内で研修を実施済み）

イ 地区担当員徴収事務マニュアルの督励算入基準に該当しない保険料については、督励

算入実績から除くこととし、報酬・期末手当を再計算し、既に支払われている報酬・期末手当額と、基準に該当しない事例を実績から除いて再計算された報酬・期末手当額との差額を、「過払い」として当該地区担当員に過年度分は歳入（雑入）に納付し、現年度分は戻入するよう通知し納付書を交付しました。（平成21年12月25日通知済み）

（旭区）

ア 本件の監査結果を受けて、督励算入事務については地区担当員徴収事務マニュアル及び関連通知に則って、適正な事務手続きを取るよう職員を指導するとともに、運営責任職によるチェックも徹底することとしました。

イ 地区担当員徴収事務マニュアルの督励算入基準に該当しない保険料については、督励算入実績から除くこととし、報酬・期末手当を再計算し、旭区・健康福祉局で合議のうえ各地区担当員へ戻入通知書を12月24日に交付いたしました。

ウ なお、再計算により生じる社会保険料の過払い分については、行政運営調整局労務課を通じて当該機関へ還付請求を行い、各地区担当員に還付します。

エ また、所得税・住民税については報酬・期末手当の戻入完了を受けて、行政運営調整局労務課で当該年の所得を再計算し、改めて源泉徴収票を地区担当員に交付し、地区担当員は各人で税金還付のための修正申告を行います。

（都筑区）

ア 本件の監査結果を受けて、督励算入事務については地区担当員徴収事務マニュアル及び関連通知に則って、適正な事務手続きを取るよう職員を指導するとともに、運営責任職によるチェックも徹底することとしました。

イ 地区担当員徴収事務マニュアルの督励算入基準に該当しない保険料及び延滞金については、督励算入実績から除くこととし、報酬・期末手当を再計算し、再計算後の金額に基づき控除すべき社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料）の改定等を行い、健康福祉局保険年金課の点検を得て確定しました。

平成21年12月24日都保年第1200号により、該当する地区担当員に対し、報酬・期末手当に係る戻入額の通知及び納付書の交付をしました。

## （9）旅費の事務処理について（健康福祉局）

〔監査結果〕

【指導事項】

旅費の事務処理の状況についてみたところ、次のような不適切な事例がみられた。

ア 支払が遅延しているもの

| 課名        | 旅費（対象月）       | 金額       | 支払遅延期間  |
|-----------|---------------|----------|---------|
| 相談調整課     | 平成18年2月～3月分   | 7,670円   | 1年1～2か月 |
| 福祉保健課     | 平成19年10月～11月分 | 126,170円 | 6～7か月   |
| 保護課援護対策担当 | 平成20年7月分      | 2,680円   | 6か月     |
| 保険年金課     | 平成20年4月～7月分   | 314,640円 | 5～8か月   |
|           | 平成20年8月分～現在   | 未請求      | 6か月以上   |
| 障害企画課     | 平成20年4月分～現在   | 未請求      | 10か月以上  |

|         |                 |          |       |
|---------|-----------------|----------|-------|
| 障害福祉課   | 平成20年4月分        | 20,800円  | 8か月   |
|         | 平成20年5月分～現在     | 未請求      | 9か月以上 |
| 障害支援課   | 平成19年11月～20年3月分 | 330,740円 | 3～7か月 |
| 高齢在宅支援課 | 平成20年4月～5月分     | 41,580円  | 7か月   |
|         | 平成20年6月分～現在     | 未請求      | 8か月以上 |

※平成21年1月末現在で6か月以上の遅延を含むもの

※未請求とは、平成21年1月末現在で請求手続が行われていないため金額が未確定のもの

イ 既に口座に入金されていた別の前渡金を、嘱託員の旅費の支払に流用していたもの  
(保険年金課)

なお、旅費の支払状況を調べている中で、出張手続を経ずに市外出張していた事例があった。(障害企画課)

については、各課において事務のチェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」、「横浜市職員出張及び旅費支給規程」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。(総務課)

[措置結果]

平成21年10月に、総務課が局内全課に対して旅費の支払状況についてチェックリストを作成して確認するとともに、不適切と指摘のあった課については重点的に確認を行いました。旅費の事務処理が遅延している課に対しては、速やかに処理をするよう指導し、全課処理を完了しました。

(契約事務)

#### (10) 契約の事務処理について (健康福祉局)

[監査結果]

【指導事項】

健康福祉局の契約事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づく適正な事務処理を行うよう改められたい。

ア 調査業務委託において、契約に係る決裁を受ける前に業務に着手させていたもの(地域支援課)

イ 物品等について、契約に係る決裁を受ける前に納入させていたもの(地域支援課、保険年金課、保護課援護対策担当及び障害福祉課)

[措置結果]

契約事務について、課内のミーティングで「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の再確認を行うとともに、職場に確認ポスターを掲示し周知徹底を図り、適切な事務処理を行っています。(地域支援課)

課内に周知徹底をした上で「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づいた事務処理を行っています。(保険年金課)

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づいた適切な事務処理を行うとともに、周知徹底を行いました。(保護課援護対策担当)

規則に基づき適切な事務処理を行うよう、課内において改めて周知を行いました。(障

害福祉課)

(債権管理事務)

(12) 不当利得返還請求事務について(旭区及び都筑区)

[監査結果]

【指摘事項】

国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である横浜市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

「審査済診療報酬明細書等に関する事務処理要領」(以下「要領」という。)によれば、返還義務者に対して納入通知書を送付し、期限内に納入されない場合は督促を行い、その後相当の期間を経過してもなお納入されないときは催告を行うこととされている。

そこで、旭区及び都筑区の不当利得返還請求に関する事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

ア 旭区では、督促及び催告の事務を行っていなかった。(旭区保険年金課)

イ 都筑区では、「不当利得返還請求収納処理簿」に催告の事務に係る記載がなく、また、催告書による納入の事実もなかった。(都筑区保険年金課)

については、要領に基づき、適切な事務処理を行われたい。

[措置結果]

(旭区)

指摘を受け、不当利得返還請求の督促及び催告を実施すべく、職員の業務分担の見直しを行いました。業務分担実施後、平成19・20年度の督促・催告を実施した結果、未済件数が87件、未済金額 1,085,299円減少しました。引き続き、21年度の不当利得返還請求の督促事務を進めており、適切な事務処理に努めています。

平成19年度、20年度(10月まで)における不当利得返還請求事務状況

|      | 調定    |            | 収入  |            | 未済  |           |
|------|-------|------------|-----|------------|-----|-----------|
|      | 件数    | 金額(円)      | 件数  | 金額(円)      | 件数  | 金額(円)     |
| 19年度 | 807   | 10,345,022 | 615 | 7,700,202  | 192 | 2,644,820 |
| 20年度 | 399   | 5,508,872  | 284 | 3,737,920  | 115 | 1,770,952 |
| 計    | 1,206 | 15,853,894 | 899 | 11,438,122 | 307 | 4,415,772 |

督促・催告実施後における不当利得返還請求事務状況

|      | 調定    |            | 収入  |            | 未済  |           |
|------|-------|------------|-----|------------|-----|-----------|
|      | 件数    | 金額(円)      | 件数  | 金額(円)      | 件数  | 金額(円)     |
| 19年度 | 807   | 10,345,022 | 651 | 8,156,411  | 156 | 2,188,611 |
| 20年度 | 399   | 5,508,872  | 335 | 4,367,010  | 64  | 1,141,862 |
| 計    | 1,206 | 15,853,894 | 986 | 12,523,421 | 220 | 3,330,473 |

(20年度は10月まで)

(都筑区)

要領に基づき、不当利得納付書等送付状況一覧のとおり適切な事務処理を行いました。

(不当利得納付書等送付状況一覧：省略)

**(現金、金券類等の取扱事務)**

**(15) 前渡金の事務処理について (健康福祉局)**

[監査結果]

**【指摘事項】**

前渡金の事務処理の状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 講習会の受講料などを資金前渡していたが、受払簿を作成していなかった。(保護課 援護対策担当、高齢健康福祉課及び名瀬ホーム)

イ 前渡金の精算が3か月以上遅れていた。また、決裁を経ずに残金を戻入していた。

(戸塚福祉授産所)

前渡金の事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課において事務のチェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。(総務課)

[措置結果]

総務課において、局内全課の前渡金口座と受払簿の21年度上半期分までの内容を照合し、受払簿の記入の誤りについては指導しました。また未精算の案件については、速やかに精算処理を行うよう指導しました。昨年度指摘を受けた名瀬ホーム、戸塚授産所については立入調査を実施し、適切な事務手続が行われるよう指導しました。

**(公金外現金の取扱事務)**

**(17) 公立老人ホーム入所者預り金の適正な保管・管理について (健康福祉局)**

[監査結果]

**【指摘事項】**

恵風ホームでは、「公立老人ホーム入所者預かり金取扱要領」(以下「要領」という。)に基づいて、入所者から預金通帳や現金を預かり、これらの保管・管理を行っている。

そこで、預り金のうち現金の保管・管理の状況をみたところ、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。

ア 「個人別現金出納簿(様式3号)」を作成していなかった。

イ 「個人別預り金台帳(様式4号)」に現金残高を記録せず、また、要領により年4回以上行うこととなっている保管状況の確認を行っていなかった。

ウ 出納を管理している現金について、記録上の金額と実際の残高を調べたところ、記録漏れや記録欄外への記入のため、11件中5件で差異が生じていた。

については、要領に基づき適正な保管・管理を行われたい。(恵風ホーム)

[措置結果]

「要領」に定めてある様式を用いて、個人別の預り金を管理するように改善しました。また、四半期ごとに預り金の保管状況の報告を行い(所長決裁)、預り金の保管・管理を確実にしています。

## 第2 財政援助団体等監査

### 1 平成20年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成21年1月13日監査報告第4号）

#### (1) 現金・金券類の取扱事務

##### ア タクシーの利用について《団体に対するもの》

（財団法人横浜市芸術文化振興財団）

（横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体）

（（財）横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・（株）東京舞台照明共同事業体）

（所管局：市民活力推進局）

[監査結果]

##### 【指摘事項】

財団法人横浜市芸術文化振興財団の事務局、横浜美術館、横浜みなとみらいホール及び横浜能楽堂では、緊急事由や効率的な事業執行などのためにタクシーを利用している。

タクシーの利用には共通乗車券（以下「タクシー券」という。）を使用しており、タクシー券の受払に当たっては、小口現金や前渡金・概算払金等と同様に「財団法人横浜市芸術文化振興財団経理規程」及び同施行要綱により規定されている金銭受払定例決裁簿（以下「定例決裁簿」という。）により管理されている。

そこで、タクシー券の利用状況について確認したところ、平成19年度において26枚のタクシー券が定例決裁簿に払出しの記載がなく、保管もされていないなど、金券と同様の管理が行われていない状況が見受けられた。

については、タクシー券を払い出す際の確認などを行うとともに、タクシー券の管理方法や利用のガイドラインを定めるなど、タクシーの利用について適切な執行管理に努められたい。

[措置結果]

（財団法人横浜市芸術文化振興財団）

「タクシー券の管理・利用等に関するガイドライン」を定め、グループ（施設）長連絡会・リーダー会で周知し、受払簿の記載を徹底するよう改めました。

（横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体）

「タクシー券の管理・利用等に関するガイドライン」を定め、グループ（施設）長連絡会・リーダー会で周知し、受払簿の記載を徹底するよう改めました。

（（財）横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・（株）東京舞台照明共同事業体）

「タクシー券の管理・利用等に関するガイドライン」を定め、グループ（施設）長連絡会・リーダー会で周知し、受払簿の記載を徹底するよう改めました。

##### イ 施設内に設置されている募金箱の管理について《所管局に対するもの》（市民活力推

## 進局)

[監査結果]

### 【指摘事項】

横浜美術館の館内に、横浜市文化基金への寄付を募る募金箱（1個）が設置されている。

この募金箱に集められた市民からの寄付は、任意団体である横浜美術館協力会（以下「協力会」という。）が年度末に取りまとめ、横浜市文化基金に寄付を行っている（平成19年度 38,028円）。

そこで、この募金箱の管理主体について確認したところ、募金箱は市民活力推進局が設置しているが、寄せられた募金は協力会が管理しているとのことであった。しかし、本市と協力会の間には書面による取り決めが交わされておらず、募金箱の鍵を指定管理者に預けているなど、責任の主体が不明確となっていた。

については、事故防止の観点や、市民からの寄付を募るに当たり説明責任を果たすため、募金箱の管理主体を明確にするよう改められたい。（文化振興課）

[措置結果]

当該募金箱については、横浜美術館協力会のものであると整理し、美術館内の設置手続についても、平成21年3月27日に横浜市から同会に対して目的外使用許可を行って明確にしました。

## ウ 立替払及び小口現金の執行について《団体に対するもの》

（横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体）

（(財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体）

（所管局：市民活力推進局）

[監査結果]

### 【指導事項】

横浜美術館及び横浜みなとみらいホールでは、財団法人横浜市芸術文化振興財団経理規程（以下「財団経理規程」という。）により経理事務を行っているが、立替払及び小口現金の取扱いで次のような事例が見受けられた。

(ア) 財団経理規程では、事業現場、出張先において、緊急かつ予期できなかった経費で、その総額が10,000円以下のものについては、立替払で執行できることになっている。

しかし、横浜美術館では子どものアトリエ事業に使用する文具など、あらかじめ開催日時等が決まっている場合であっても職員による立替払が常態として行われていた。

（横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体）

(イ) 財団経理規程及び同施行要綱では、小口現金については1件10,000円未満の経費の執行のときに使用でき、用務終了後速やかに、領収書を添付して精算することになっている。

しかし、横浜みなとみらいホールでは、10,000円以上（最高60,000円）の経費の執行が行われていた。

さらに、執行額を10,000円未満にするため精算に使用する領収書を分割している事例が見受けられた。(財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体)

については、常態化している立替払の改善について検討されたい。また、小口現金の適正な執行に向け改善に努められたい。

[措置結果]

(横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体)

あらかじめ開催時期が分かっている事業で使用する文具等の支払いについては、立替払でなく請求払いや資金前渡の手続により執行するよう改めました。

(財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明共同事業体)

長期間銀行が営業していない時に必要となる現金の支払いに注意し、予め必要額を資金前渡で準備することで、財団経理規程及び同施行要綱を遵守した小口現金の適正な執行に改めました。

## (2) 収入事務

### イ 収納した金銭の金融機関への預け入れについて 《団体に対するもの》

(財団法人横浜市芸術文化振興財団)

(財団法人横浜市芸術文化振興財団・株式会社横浜アーティスト共同事業体)

(所管局：市民活力推進局)

[監査結果]

【指摘事項】

横浜能楽堂、横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）及びZAIMでは、利用者から徴収している利用料金等の収納事務を財団法人横浜市芸術文化振興財団経理規程（以下「財団経理規程」という。）に基づき行っている。

財団経理規程では、収納した金銭は速やかに金融機関へ預け入れることとされているが、前記3施設では、徴収した現金を金融機関へ預け入れるまでの期間が最長27日間、平均でも9日間と長くなっていた。

については、徴収した利用料金等を速やかに預け入れるように改善を検討されたい。

[措置結果]

(財団法人横浜市芸術文化振興財団)

経理担当職員の休暇や勤務ローテーションによって現金の預け入れが遅れることがないよう、複数体制で経理業務を行うよう条件を整備し、速やかに預け入れるよう改めました。

(財団法人横浜市芸術文化振興財団・株式会社横浜アーティスト共同事業体)

経理担当職員の休暇や勤務ローテーションによって現金の預け入れが遅れることがないよう、複数体制で経理業務を行うよう条件を整備し、速やかに預け入れるよう改めました。

## (3) 契約事務

ア 適正な契約手続について《団体に対するもの》 (財団法人横浜市体育協会)

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人横浜市体育協会契約規程(以下「契約規程」という。)によると、工事請負契約について随意契約を締結することのできる金額は、予定価格が2,500,000円を超えないときで、これを超えるときは指名競争入札により契約を締結しなければならないと規定されているが、スポーツセンターの工事請負契約で、この金額を超えて、随意契約を締結しているものがあった。

(ア) 横浜市神奈川スポーツセンター

工事名 神奈川スポーツセンター1階男女トイレ改修工事

(イ) 横浜市磯子スポーツセンター

工事名 磯子スポーツセンタートレーニング室・第3体育室・ロビー壁面塗装工事  
については、契約規程に基づいて適正な契約事務に努められたい。

[措置結果]

(神奈川区)

財団法人横浜市体育協会は、平成21年1月14日に、今後は適正な契約手続を行うことや、予定価格に応じた契約の締結、適正な現金の執行を行うよう、全所属、事務所に  
対し通知し、周知徹底を図りました。

また、平成21年1月21日に全スポーツセンター所長に対し、適正な契約事務について  
研修・指導を行いました。

(磯子区)

磯子区は、財団法人横浜市体育協会に対して、磯子スポーツセンターで発注する工事  
については、財団の契約規定に基づいて適正な契約事務を行うよう申し入れを行いま  
した。

財団法人横浜市体育協会は、平成21年1月14日に全所属・事業所に対し、今後は契約  
規程に基づき適正に契約を締結するよう通知し、周知徹底を図りました。

(4) 経理事務

ア マリーナ利用契約者からの預り保証金について《団体に対するもの》

(横浜ベイサイドマリーナ株式会社)

(所管局：港湾局)

[監査結果]

【指摘事項】

横浜ベイサイドマリーナ株式会社(以下「YBM」という。)が管理・運営する横浜  
ベイサイドマリーナの係留バースに係る利用契約者は、YBMに対して保証金を差し入  
れるものとされている。

そこで、YBMが利用契約者から差し入れられた保証金についてみたところ、決算報  
告書では利用契約者に係る「預り保証金」は、12億5,415万円であるが、契約者管理シ  
ステムから出力された利用契約者の一覧表では、預り保証金額が12億4,830万円となっ  
ており、両者には585万円の差異が認められた。

については、「預り保証金」について精査し、正確な額を決算報告書に計上されたい。

[措置結果]

横浜ベイサイドマリーナ株式会社に対し、「預り保証金」の差異の精査及び、決算報告書への適切な額の計上について指導しました。

これを受け同社では、平成20年10月に「預り保証金」の残高と全ての契約書の突合作業を行い、その結果、決算報告書と利用契約者の一覧表のそれぞれに仕訳の誤りがあることが判明したので、決算報告書及び利用契約者の一覧表の修正を行い、正確な額を平成20年度決算報告書に計上しました。

イ 経理事務等に係る内部統制の整備について《団体及び所管区に対するもの》

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区)

(保土ケ谷区区民利用施設協会及び保土ケ谷区)

(横浜市磯子区区民利用施設協会及び磯子区)

[監査結果]

【指摘事項】

団体の決算事務等をみたところ、次のような事例があったので、各団体は決算数値と現金残高の精査と適正な会計処理を行われたい。

また、所管区は、指定管理施設に係る指定管理者の決算に対するチェック及び指導を強化されたい。

(ア) 横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウスでは、支出伝票の入力誤りにより、決算額が888,404円多く支出計上されていた。(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区地域振興課)

(イ) 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウスでは、自主事業の収入に関する記録及びコピー代の領収に関する記録が保管されていなかったため、収入決算額の内訳と証拠資料を確認することができなかった。(保土ケ谷区区民利用施設協会及び保土ケ谷区地域協働課)

(ウ) 横浜市磯子区区民利用施設協会では、平成16年度決算で修繕積立金480,000円を支出額に計上していたが、同額が平成19年度末まで処理されず、協会内に預金として残っていた。(横浜市磯子区区民利用施設協会及び磯子区地域振興課)

[措置結果]

(神奈川区)

特定非営利活動法人こらぼネット・かながわに対し、経理処理の適正化を図るよう指導するとともに、同法人の内部チェック体制について確認しました。(神奈川区) 決算の訂正及び法人税の修正申告を行いました。

また、収入関係日計表、手持現金表、差引簿を整備して、各施設において毎日3回現金の確認をするほか、毎月月末時にこらぼネット事務局で各施設ごとの通帳と総勘定元帳の電算処理を複数人でダブルチェックして、適合していることを確認しています。

さらに、収支計算書の事務局経費による調整、利用料金の前年度領収分の現金処理などの事務処理は改めました。(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

(保土ヶ谷区)

協会事務局と協議を行い、すべての収入をレジスターに一度入れるとともに日計表に収入内訳を記録するよう改善しました。

また、協会事務局に対し収入伝票の根拠について定期的にチェックする体制を整備するよう指導を行いました。

(磯子区)

磯子区区民利用施設協会は、当該修繕積立金 480,000円を用いて改修工事を平成20年度に実施しました。

磯子区としましては、指定管理者の決算に対するチェック及び指導をできるよう、区職員が定期的に施設を訪問し実施しているモニタリングの強化を図ります。

#### ウ 源泉所得税等の簿外処理について《団体に対するもの》

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

[監査結果]

【指摘事項】

団体の現金管理をみたところ、次のように預り金等を帳簿外で保管していた事例があったので、各団体は帳簿記入を徹底し、事務処理の誤りを未然に防止するなど、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 次表のとおり、特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ、羽沢スポーツ会館運営委員会、保土ヶ谷区区民利用施設協会及び横浜市磯子区区民利用施設協会が管理している施設の一部では、実施した事業で支出した講師謝金に対する源泉所得税を預り金に計上せず帳簿外としていた。

#### <講師謝金に係る簿外現金の一覧>

| 団体名・施設名                  | 現金額等                                  |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 特定非営利活動法人<br>こらぼネット・かながわ |                                       |
| 横浜市神大寺地区センター             | 源泉所得税納付額： 28,700円（平成19年）              |
| 横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス        | 源泉所得税納付額： 9,106円（平成19年）               |
| 神大寺中央公園こどもログハウス          | 源泉所得税納付額： 2,776円（平成19年）               |
| 羽沢スポーツ会館運営委員会            |                                       |
| 横浜市羽沢スポーツ会館              | 源泉所得税納付額： 2,775円（平成19年）               |
| 保土ヶ谷区区民利用施設協会            |                                       |
| 横浜市初音が丘地区センター            | 源泉所得税納付額： 56,830円（平成19年）              |
| 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館            | 源泉所得税納付額： 9,220円（平成19年）               |
| 川島町公園こどもログハウス            | 源泉所得税納付額： 888円（平成20年）<br>（平成19年は実績なし） |
| 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス          | 源泉所得税納付額： 41,200円（平成19年）              |

|                |                |   |
|----------------|----------------|---|
| 横浜市磯子区区民利用施設協会 |                |   |
|                | 横浜市杉田地区センター    | 源泉所得税納付額:150,622円<br>謝金支払から、協会事務局が預り金処理するまでの間、施設で現金保管 |
|                | 横浜市滝頭コミュニティハウス | 源泉所得税納付額:31,333円<br>謝金支払から、協会事務局が預り金処理するまでの間、施設で現金保管  |

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)  
(羽沢スポーツ会館運営委員会)  
(保土ヶ谷区区民利用施設協会)  
(横浜市磯子区区民利用施設協会)

(イ) 保土ヶ谷区区民利用施設協会では、帳簿外で保管していた会計事務所顧問料に対する源泉所得税57,000円が未納となっていた。

<簿外現金>

| 団体名           | 施設名   | 事実                 | 備考                                   |
|---------------|-------|--------------------|--------------------------------------|
| 保土ヶ谷区区民利用施設協会 |       |                    |                                      |
|               | 協会事務局 | 源泉所得税の未納<br>・税理士報酬 | 未納額：28,000円（平成19年）<br>29,000円（平成20年） |

(保土ヶ谷区区民利用施設協会)

(ウ) 横浜市磯子区区民利用施設協会では、利用料金として入金された6,180円に対する利用申込書等の収入の根拠となる資料がなく、利用料金であることは確認できなかった。

<簿外現金>

| 団体名            | 施設名         | 事実                                 | 備考                            |
|----------------|-------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 横浜市磯子区区民利用施設協会 |             |                                    |                               |
|                | 横浜市杉田地区センター | 利用料金前受金の簿外処理<br>・3月に領収した、4月分の施設利用料 | 現金保管期間1か月弱<br>収入経緯不明金6,180円あり |

(横浜市磯子区区民利用施設協会)

[措置結果]

(神奈川区)

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ)

源泉徴収所得税については、預り金勘定を設けました。

所得税については、直ちに預金を行い納付直前まで銀行口座に保管し、現金保管を最小限にするよう事務を改めました。

(羽沢スポーツ会館運営委員会)

源泉徴収所得税については、預り金勘定を設けました。

所得税については、直ちに預金を行い納付直前まで銀行口座に保管し、現金保管を最小限にするよう事務を改めました。

(保土ヶ谷区)

未納の源泉所得税については、税務署に報告するとともに指摘を受けた後、平成20年10月24日に納入しました。

帳簿外処理については、預り金受払簿（源泉所得税）を作成し、受払簿の内容を総勘定元帳に記載・反映するよう21年度から改善しました。

また、所得税については、納付直前まで銀行口座で保管するなど、現金保管が最小限になるよう改善しました。

(磯子区)

磯子区区民利用施設協会は、事業で支出した講師謝金に対する源泉所得税について、簿外処理とならないよう「源泉徴収預り金受払簿」を作成し、その内容を総勘定元帳に反映するよう改めました。また、所得税の現金保管を最小限とするため、納付直前まで銀行口座で保管するよう改善を図りました。

また、当日の収入状況等については、利用申込書及び日計表と利用料金の合計が一致しているかの確認を館長及び副館長等の複数の者で行うよう改善しました。

磯子区としましては、監査結果を真剣に受け止め、再発防止に向けた職員研修の充実や経理処理の見直しを行うよう、磯子区区民利用施設協会事務局に対して指導を行ったほか、事務処理の誤りを未然に防止するために、帳簿記入の徹底について指導しました。今後もモニタリングによるチェック体制を強化してまいります。

## (5) 指定管理協定の履行確認

### ア 会館利用許可申請書の保存について《所管区に対するもの》（神奈川区）

[監査結果]

【指導事項】

「横浜市羽沢スポーツ会館の管理に関する基本協定」では、指定管理者は毎年度事業終了後に事業報告書を提出し、本市は必要があると認めるときには、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に報告又は説明を求めることができるものとしている。

そこで、横浜市羽沢スポーツ会館の利用状況を確認するため、利用者が体育館や会議室を占有使用する場合に必要「羽沢スポーツ会館利用許可申請書・許可書」について調査したところ、施設利用の当日に廃棄しており、申請書を確認することができなかった。

事業報告が適正かどうかの履行確認を行うに当たっては、利用状況を確認できる文書が不可欠であることから、所管区においては、適切な保存期間を定めて履行を確認できる文書を保存するよう、指示されたい。（地域振興課）

[措置結果]

平成21年度協定において利用許可申請書の保存について明記し、羽沢スポーツ会館運営委員会に対し保存を指示しました。

### イ 維持管理を行う施設の管理区域の協定等への明確な記載について《所管区に対するもの》（神奈川区）

[監査結果]

【指導事項】

横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の公募時の要領や協定書等をみたところ、横浜市神奈川スポーツセンター用地の一部及び施設屋上部分にある「三ツ沢上町公園」に関する記載がないうえに、施設全体の管理区域を示す図面も添付されていなかったため、管理運営を行う公の施設の範囲について、正しく確認することができなかった。

管理区域を確定することは施設管理の基本であることから、協定等に明確に記載されたい。(地域振興課)

[措置結果]

平成21年度横浜市神奈川スポーツセンターの管理に関する年度協定書において、管理区域を明確に決めました。

(6) 財産管理

ア 指定管理者が管理する備品について《団体及び所管区に対するもの》

(財団法人横浜市体育協会並びに神奈川区及び磯子区)

(羽沢スポーツ会館管理運営委員会及び神奈川区)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会及び保土ヶ谷区)

[監査結果]

【指摘事項】

指定管理者が管理する備品について、次のような不適切な事例が見受けられた。

(ア) 横浜市羽沢スポーツ会館及び横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館では、購入した物品の備品台帳への記載漏れ等が見受けられた。

(羽沢スポーツ会館管理運営委員会及び神奈川区地域振興課)

(保土ヶ谷区区民利用施設協会及び保土ヶ谷区地域協働課)

(イ) 横浜市神奈川スポーツセンター及び横浜市磯子スポーツセンターでは、市民活力推進局から交付されたウェイトトレーニング機器が、備品台帳に記載されていなかった。

(財団法人横浜市体育協会並びに神奈川区地域振興課及び磯子区地域振興課)

(ウ) 横浜市神奈川スポーツセンターでは、コインロッカーを更新(20台)したが、廃棄された備品について、廃棄手続が行われていなかった。(財団法人横浜市体育協会及び神奈川区地域振興課)

指定管理に関する協定によると、本市に帰属する備品は、指定管理期間終了後、本市又は次の指定管理者に引き継がれるものであるので、厳正に管理されたい。

[措置結果]

(ア)

(神奈川区)

指摘を受けた物品を含め全ての備品について台帳へ記入し、適切に管理するよう改めました。(羽沢スポーツ会館管理運営委員会)

羽沢スポーツ会館管理運営委員会の整備した備品台帳を確認しました。(神奈川区地域振興課)

(保土ヶ谷区)

年に一回備品台帳と現物を照合し、その結果を記録するよう改めました。

また、購入の際に支出伝票に備品台帳への記載を確認するためのチェック欄を設けるよう指導しました。

(イ) 及び(ウ)

(神奈川区)

平成21年1月14日に、今後は備品の適正な手続を行うよう、全所属、事務所に対し通知し、周知徹底を図りました。(財団法人横浜市体育協会)

財団法人横浜市体育協会から、備品台帳の改善報告を平成21年1月16日に受けました。また、更新されたコインロッカー(20台)の廃棄手続が行われたことの報告を同日に受けました。

今後は、年度繰越時に備品の確認を徹底します。(神奈川区地域振興課)

(イ)

(磯子区)

磯子区は、財団法人横浜市体育協会に対し、本市から交付を受けた備品については、速やかに備品台帳に記載するよう指導しました。

今回指摘されたウェイトトレーニング機器については、備品台帳に記載したことの報告を平成21年1月16日に受け、登載の確認を行いました。

また、財団法人横浜市体育協会は、平成21年1月14日に全所属・事業所に対し、備品の適正な手続を行うよう通知し、周知徹底を図りました。

## イ 目的外使用許可範囲を超える面積の使用について《団体及び所管区に対するもの》

(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区)

[監査結果]

**【指摘事項】**

特定非営利活動法人こらぼネット・かながわは、指定管理を行っている横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウスの会議室を事務局の事務所としているが目的外使用許可を受けるに当たっては、会議室(76㎡)の一部(17㎡)を事務所として許可を受け、残りは、会議室として市民利用に供することとされている。

しかし、実態は、会議室の約半分のスペースを事務所として使用しているほか、残りの半分も事務局及び施設職員の利用スペースとしており、市民利用には供されていなかった。

については、使用に当たっては、目的外使用許可書に定められた範囲を遵守されたい。(特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ及び神奈川区地域振興課)

[措置結果]

許可された目的外使用の範囲を遵守し、会議室の一部を事務所として使用するよう改めました。なお、会議室の残りのスペースは、事務室とパーティションによって区切ることにより、市民利用に供しています。

## 2 平成20年度第2回財政援助団体等監査結果報告(平成21年4月20日監査報告第2号)

(出資団体：財団法人横浜市建築助成公社)

(所管局：まちづくり調整局)

(6) 駐車場の定期駐車券料金に係る経理処理の適正化について《団体に対するもの》

[監査結果]

【指導事項】

財団法人横浜市建築助成公社は、管理する駐車場の定期駐車券を販売しており、この販売収入は「財団法人横浜市建築助成公社経理規程」に基づき、利用期間に応じて収益を計上する年度を区分することとされている。

そこで、平成20年3月の定期駐車券収入について抽出で調査したところ、みなとみらい公共駐車場の約324万円及び山下町公共駐車場の約302万円を平成20年度の利用に係る収入とすべきところ、平成19年度の収益としていた。

については、定期駐車券収入について、翌年度の利用に係る収入は、当年度決算では前受収益（負債）として扱い、翌年度に収益計上するよう改められたい。

[措置結果]

横浜市建築助成公社に対して、適正な事務処理をするよう指導しました。

これを受けて公社では、平成21年3月の定期駐車券収入を21年度の収益とし、経理事務処理の適正化を行いました。

(財政援助団体：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会)

(所管局：健康福祉局)

(8) 障害者地域作業所助成事業補助金要綱の見直しについて《団体及び所管局に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から障害者地域作業所の運営委員会等に助成している「障害者地域作業所助成事業補助金」についてみたところ、作業所が補助基準（利用者数10人）を年度当初から満たさない場合や年度途中から満たさなくなった場合に、補助金を交付している事例が見受けられた。

については、経過措置等を設けるなど詳細な基準を定めた要綱を整備し、適切な事務を執行されたい。

平成19年度の通所状況

| 月       | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| A作業所(人) | 6  | 8  | 8  | 8  | 7  | 7  | 8  | 8  | 8  | 8 | 8 | 8 |
| B作業所(人) | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9 | 9 | 9 |
| C作業所(人) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9  | 9  | 9  | 9 | 9 | 9 |

※ゴシックは、助成金の算定基準月

[措置結果]

平成21年4月1日付で横浜市障害者地域作業所助成事業実施要綱を改正しました。

施行日：平成21年4月1日

・以下の文言を追記

要綱第5条第5項

同条前項第1号に規定する基準日において、利用者が10人未満の作業所に対する運営費については、市長が市社協と協議のうえ概ね一年間補助を継続するものとする。

**(9) 適正な退職給与引当金の計上について《団体及び所管局に対するもの》**

[監査結果]

**【指導事項】**

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会は、同法人の経理規程に基づき「当該会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額のうち法人が負担すべき当該会計年度に属する額」を退職給与積立預金の目標額である退職給与引当金として計上することとしている。

しかし、次のように退職金の額を規定した同法人の職員給与規程とは異なった計算方法により算出した額が計上されていたので、適正額を計上されたい。

ア 職位調整額として、職務の級に応じた金額を役職の在職月数に乗じて得た額を算入すべきところ、全額未算入であった。

イ 勤続年数が5年未満の者は、勤続年数に100分の50を乗じて算入すべきところ、これに乗じず算入していた。

ウ 年単位未満の端数は、6捨7入による月数の端数処理をすべきところ、月割り計算をしていた。

[措置結果]

経理規程及び職員給与規程に基づき、適正な退職給与引当金額を再度算出するとともに、平成20年度決算で計上しました。

なお、平成20年度の事業報告、収支報告等については、平成21年5月に報告を受けました。

**(10) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に対する補助金について《所管局に対するもの》**

[監査結果]

**【指導事項】**

「横浜市社会福祉協議会補助金」の精算報告書についてみたところ、総額約20億円の執行の内訳として、「福祉医療機構借入金利子補給事業」が約4,600万円不用となっており、退職給与引当金積立金に充当するなど、事業間で補助金を流用する事例が見受けられた。

については、適切な見込みに基づき、実際の執行状況に即した補助金の積算を行われたい。

[措置結果]

借入金利子補給に対する補助金の精算につきましては、平成21年3月に社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱の改正を行い、利子補給に関する補助金を他の目的へ使用することを規制しました。

実際の執行状況に即した補助金の積算につきましては、引き続き、より適切な予算編成と執行管理に努めます。

(公の施設の管理団体)

(12) 基本協定書に基づく業務の履行確認及び内容の精査について《団体及び所管区に対するもの》

[監査結果]

【指導事項】

各地域ケアプラザ及び西区福祉保健活動拠点の基本協定書で管理業務の履行対象として掲げられている設備項目のうち、すべての施設で汚水槽が、今宿地域ケアプラザ及び西区福祉保健活動拠点では受水槽が存在しないなど、仕様書等と実態の異なるものが見受けられた。

所管区では、指定管理者と基本協定書の内容について精査し、適切な業務の履行に努められたい。(西区及び旭区)

[措置結果]

(社会福祉法人ハマノ愛生会及び西区)

平成21年4月1日締結の年度協定書において、基本協定書の規定にかかわらず、平成21年度における施設の管理に関する業務の細目について定め、施設に存在しない汚水槽に関しては細目から外しました。

(社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会及び西区)

平成21年4月1日締結の年度協定において、基本協定書の規定にかかわらず、平成21年度における施設の管理に関する業務の細目について定め、施設に存在しないものに関しては細目から外しました。

(社会福祉法人漆原清和会及び旭区)

指定管理者と管理保守点検等業務の対象につき、基本協定書の内容を精査しました。平成21年度からは、年度ごとの協定書の内容を実態に合わせて見直し、管理していくこととしました。

(社会福祉法人幸済会及び旭区)

指定管理者と管理保守点検等業務の対象につき、基本協定書の内容を精査しました。平成21年度からは、年度ごとの協定書の内容を実態に合わせて見直し、管理していくこととしました。

(社会福祉法人横浜市社会福祉協議会及び旭区)

指定管理者と管理保守点検等業務の対象につき、基本協定書の内容を精査しました。平成21年度からは、年度ごとの協定書の内容を実態に合わせて見直し、管理していくこととしました。

(13) 小口現金の適切な取扱いについて《団体に対するもの》

[監査結果]

【指導事項】

小口現金の取扱いについてみたところ、次のような事例が見受けられた。現金事故を未然に防止するため、法人の経理規程に基づき、適切に処理されたい。

ア 今宿地域ケアプラザ(社会福祉法人漆原清和会)

(ア) 法人の経理規程では、施設の小口現金の限度額は10万円とされているが、常時20万

円の小口現金及び自主事業費収入が併せて小口現金として経理されており、平成19年度の一日の最大保管金額は 497,648円となっていた。

(イ) 小口現金は会計伝票を作成し、会計管理者の承認を受けることとなっているが、実際は単に購入したものの領収書を保管しているのみとなっており、平成19年度は6件15,420円分の領収書が確認できなかった。

イ 上白根地域ケアプラザ（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）

小口現金の戻入に際し、戻入金額を誤り、410円の誤差があった。

（所管区：旭区）

〔措置結果〕

ア 今宿地域ケアプラザ（社会福祉法人漆原清和会）

(ア) 指定管理者に対して、法人の経理規程に従って適正な事務処理を行うよう指導しました。その後、小口現金の限度額内での経理が徹底されていることを確認しました。

(イ) 小口現金の執行については、会計伝票を作成し、会計管理者の承認を受ける会計処理を徹底していることを確認しました。

また、指定管理者に対して、法人の経理規程を責任者以下職員全員が再確認し、特に金銭を取り扱う職員は規程遵守を徹底するように、指導しました。

イ 上白根地域ケアプラザ（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）

410円の誤差については、記帳ミスにより発生したものと判明しましたので、帳簿訂正後、速やかに口座へ戻入しました。

また、記帳ミスに関する再発防止策について、法人より報告させました。あわせて、法人の経理規程を責任者以下職員全員が再確認し、特に金銭を取り扱う職員は規程遵守を徹底するように、指導しました。

#### (14) 指定管理者における現金出納事務について《団体に対するもの》

〔監査結果〕

【指導事項】

福祉保健活動拠点では、コピー代等の利用者からの収入は、指定管理施設の運営経費に充てられている。

そこで、旭区福祉保健活動拠点の平成19年度のコピー代等の現金出納事務について見たところ、次のような事例が見受けられた。

ア 法人の経理規程では、日々の金銭の収納は、「翌日までに、やむを得ないときは速やかに金融機関に預け入れなければならない。」とされているが、収入されてから、1か月半から2か月程度、現金が金庫に保管されたままになっていた。

イ 法人の経理規程では、「入出金のあった日の金銭残高を金銭残高別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない」とされているが、収入額を収入日ごとに帳簿に記録していなかったため、入金額と当日の帳簿の金額を突き合わせるができず、正確な収入額であることが確認できなかった。

については、法人の経理規程に基づき、現金出納事務を適正に行われたい。（社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会）

（所管区：旭区）

[措置結果]

日々の金銭の収納については、法人の経理規程に基づき、速やかに金融機関に預け入れることが徹底されていることを確認しました。

また、収入額を収入日ごとに帳簿に記録することが徹底されていることを確認しました。

(16) 福祉保健活動拠点の使用に関する適切な手続について《所管区に対するもの》

[監査結果]

【指導事項】

西区の福祉保健活動拠点の使用状況をみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 西区は、福祉保健活動拠点の指定管理者である社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会に対し、福祉保健活動拠点の一部に法人の本部事務室を置くため、目的外使用許可を行っている。

現地を確認したところ、本部事務室の一部が西区老人クラブ連合会の事務室として使用されていたが、この部分については、使用許可等の必要な手続等が行われていなかった。

については、現状を把握した上で、施設の使用に関する手続等を適切に行われたい。

[措置結果]

平成21年4月1日に行政財産目的外使用許可書を出し、適切な手続を行いました。

### 第3 行政監査

#### 1 平成18年度行政監査（評価）結果報告（平成18年9月29日監査報告第3号）

##### 都市防災不燃化促進事業（都市整備局）

【意見】

事業開始から6年と一定の年数が経過したこともあり、建替えが進まない理由は助成制度に起因しているのか、関係者への制度の周知が不足していたのかなど、これまでの事業効果を検証し、今後の改善に向けて検討する必要がある。

[意見への対応状況]

事業の効果を検証し、第1期地区の事業終了や第2期への事業展開について、平成20年度に課の枠を超えた局内の横断的なプロジェクト「都市防災の促進プロジェクト」で、検討を行いました。その成果を受け、平成21年7月に第1期地区の事業を終了する方向性を局内で確認し、9月に第1期地区の住民に対する事業終了の周知を既に行っています。

平成22年3月に第1期地区における不燃化促進区域指定の廃止をする予定です。

#### 2 平成19年度行政監査（評価）結果報告（平成19年9月14日監査報告第3号）

## 放課後キッズクラブ事業（こども青少年局）

[監査結果]

### 【改善要望事項】

「放課後キッズクラブ」は、女性の就業率の上昇や、都市化に伴う「遊び場」の減少といった社会環境の変化を踏まえて、小学生の放課後施策を緊急かつ重要な課題と位置付け、これまでの同施策を改善し、更に充実させたものとして平成16年度から始めた事業である。平成17年12月には、「放課後児童育成基本指針」を定め、従来の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「はまっ子ふれあいスクール事業」とともに、小学生の放課後施策の中心的事業として位置付け、既に市内全校で開設している「はまっ子ふれあいスクール」からの転換促進を打ち出している。

しかし、転換の状況をみると、平成18年度末の「放課後キッズクラブ」の開設校は全349校のうち、わずか30校で、平成22年度末には102校となる計画だが、その時点でも全体の3割に満たない見込みである。また、「はまっ子ふれあいスクール」では時間延長等の緊急的なニーズにこたえるために「充実型」を導入しているが、「放課後キッズクラブ」への転換促進との関係ではどのようなすみ分けになっているのか明確でない。空き教室確保などの課題を具体的にどのように解決して転換を促進するのか、開設以来3年間の検証を踏まえ、予算の見直しを含めた中長期的な整備計画を明らかにしながら事業を促進する必要がある。

[措置結果]

ニーズの高い学校で、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を実現するため、整備要件については、専用2室から専用1室と兼用1室へと見直し、転換の促進を図るという方向性を決定しました。

また、優先順位の高い119か所については、今後の事業費も踏まえた整備計画を策定しました。

## 3 平成20年度行政監査（評価）結果報告（平成20年9月5日監査報告第2号）

### 高齢社会に対応した住まいづくり

#### 「高齢者住替え促進事業」（住替え支援モデル事業）

[監査結果]

#### 【指摘事項】

住替え支援モデル事業は、単身の高齢者などが住む広い住宅を子育て世帯に低家賃で転貸する事業ですが、平成18年10月に事業を開始してから実績がありません。その原因は、貸主と借主の双方の経済的条件や希望に合致しない制度にあると考えられます。

そのため、市民が利用しやすい制度への改善や事業の廃止等、抜本的な見直しが必要です。（まちづくり調整局住宅計画課）

[措置結果]

平成21年1月16日に「横浜市高齢者住替え促進事業制度要綱」及び「横浜市高齢者住替え促進事業実施要領」を改正し、市民が利用しやすい制度となるよう支援住宅の提供者と

なる高齢者世帯と入居者となる子育て世帯の対象条件を緩和しました。

※改正内容

(1) 支援住宅提供者（高齢者世帯）について

- ア 「60歳以上」の年齢制限を緩和し、高齢期に向けて住替えを検討している60歳未満（概ね50歳代後半）の方からの相談も受けられるようにしました。
- イ 住替え先に高齢者向け優良賃貸住宅等を希望している方だけではなく、住替え住宅の購入予定者や既に住替えを行った空家所有者も対象に含めることとしました。
- ウ 市内在住要件を廃止し、支援住宅が市内であれば、市外在住者からの申込みも受けられるようにしました。

(2) 入居希望者（子育て世帯）について

- ア 同居親族の合計人数を3名以上から2名以上に変更し、親一人、子一人の世帯も入居できるようにしました。
- イ 同居する子どもの年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げ、対象世帯の範囲を拡大しました。
- ウ 市内在住要件を廃止し、市外からの転入者も対象としました。
- エ これまで、別に定める居住水準（※）に満たない住宅に居住している方が、支援住宅に入居することで居住水準を満たすことを条件としていましたが、住替え後の支援住宅の居住水準は問わないこととし、現況の住戸面積よりも広い住戸面積の住宅に入居すれば良いこととしました。
- オ これまで、賃貸住宅の居住者のみを対象としていましたが、居住形態は問わないこととしました。
- カ 支援住宅がセカンドハウスの的に利用されないことがないよう、支援住宅を主たる居所とすることを条件に付加しました。

（※）居住水準

| 世帯人員 | 住戸面積（平米） |
|------|----------|
| 2人   | 40       |
| 3人   | 55       |
| 4人   | 65       |
| 5人   | 70       |
| 6人   | 75       |

「高齢者住替え促進事業」（高齢者住替え相談事業）

[監査結果]

【指摘事項】

高齢者住替え相談事業については、一日当たりの相談が2件程度ですが、相談員3名（常勤2名、非常勤1名）に相当する1,155万円の委託料を支出しています。

そのため、費用対効果に見合うよう、相談体制や委託料の見直しが必要です。（まちづくり調整局住宅計画課）

[措置結果]

平成21年度から前年度相談実績等を基礎数値とし、委託料を算出するよう見直しまし

た。

平成20年度予算： 9,261千円

平成21年度予算： 3,500千円

平成21年度積算方法：相談件数×想定対応等時間×相談員単価

相談内容の記録に新たに相談人数と相談時間についての記載を追加しました。

## 交通安全対策

### 「違法駐車防止対策事業」

[監査結果]

【指摘事項】

警察が、より効果的な民間駐車監視員制度を平成18年度から導入していること等により、本市の違法駐車対策は、費用対効果を考慮して取組内容や執行体制を抜本的に見直す必要があります。（道路局交通安全・放置自転車課）

[措置結果]

警察において民間駐車監視員制度が導入されたことから、違法駐車等防止活動については、区や所轄警察と協議・連携しながら啓発キャンペーンを実施するなど、事業を見直しています。

平成21年度から、違法駐車台数の実態調査については委託を行うとともに、実態調査の地域をこれまでの重点地域（1地区7路線）に15地域を追加・拡大しましたが、年12回行っていた調査回数を年2回（月1回から半年に1回）に削減し、事業の効率化を図っています。

## 横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開

### 「企業誘致促進事業」

[監査結果]

【改善要望事項】

今後の企業誘致・産業立地戦略の検討に当たっては、実際の効果について詳細に分析・検証し、より費用対効果の高い企業誘致・産業立地戦略の展開を検討する必要があります。（経済観光局誘致・国際経済課 産業立地調整課 ものづくり支援課）

[措置結果]

企業立地促進条例の適用期間後の施策については、平成20年度横浜市企業等誘致推進本部会議で、これまでの条例の実績や成果を検証するとともに、現状や課題を踏まえて検討を行いました。

また、平成20年12月5日、及び平成21年1月19日の経済観光・港湾委員会で、企業立地促進条例の実績及び今後について検討されました。

これらを受けて、次の内容で条例改正を行い、平成21年4月より施行しました。

- (1) 自社業務ビル、工場・研究所の建設投資に対する支援は、本市の厳しい財政状況を考慮しながらも、競合する他都市に対して競争力を維持できるよう、助成率・上限額の見直しを行ったうえで、継続することとしました。
- (2) 今後、増加が見込まれている賃貸オフィスビルを受け皿にテナント誘致を促進するた

め、賃貸オフィスビルの建設投資に対する支援を廃止し、新たなテナント進出支援策を新設することとしました。

## 上場企業 150社プロジェクト

### 「上場企業 150社プロジェクト推進事業」

[監査結果]

#### 【改善要望事項】

株式「上場」は、各企業が経営戦略に基づき判断するものであり、「上場＝企業の成長指標」という図式は必ずしも成り立たなくなっています。中小・中堅企業の成長を表す指標として、「上場」以外の『市民に分かりやすい指標』を設定する必要があります。（経済観光局経営・創業支援課）

[措置結果]

経済のグローバル化や国際競争の激化に伴い、新技術、新製品の開発が企業の発展にとって重要になってきております。このような状況を踏まえて、経済観光局では、横浜版SBIIR等による企業の研究開発や、「横浜価値組企業」認定による知的財産を活用した経営の支援に努めるとともに、地域社会とともに発展を目指す企業を「横浜型地域貢献企業」に認定するなど、それぞれに目標を設定して取り組んでおります。

これらにより、企業の成長を多角的に把握するとともに、達成度を市民に分かりやすく伝えるよう努めております。

## 中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進

### 「中小企業融資事業」

[監査結果]

#### 【改善要望事項】

昨今の原油価格や原材料費の高騰などの状況から、製造業、卸売業の倒産件数が増えており、対策が急がれています。市内経済の活性化に向け多様な資金需要に見合う、新たな中小企業融資施策を検討する必要があります。（経済観光局金融課）

[措置結果]

平成21年度の制度融資では、緊急雇用対策資金の新設、環境経営支援資金の拡充など、資金メニューの充実を図りました。

さらに、経済状況が一層厳しさを増す中、5月補正において、国の緊急保証制度に対応した資金の融資枠を拡大いたしました。また、緊急借換支援資金の保証料助成を2倍にするとともに、横浜型地域貢献企業や横浜価値組企業に対する保証料助成についても拡充し、資金調達面から事業展開を支援しています。

### 「横浜型債券市場推進事業」

[監査結果]

#### 【改善要望事項】

横浜市信用保証協会の保証付ローン担保証券（CLO）及び少額私募債は、1件当たりの融資額が多いため、経営がはたんした際に横浜市が行う代位弁済の金額が増えています。

民間金融機関でも様々な中小企業の資金調達の取組が拡大していることから、代位弁済補てん補助金の制度のあり方や必要性について検討する必要があります。（経済観光局金融課）

**[措置結果]**

少額私募債については、横浜市信用保証協会が平成20年4月以降に保証承諾を行ったものについて、本市が負担する割合を10割から他の制度融資と同じ3割に既に引き下げておりますが、資金調達の多様化支援のためには、現行の割合は必要な水準と考えております。

ローン担保証券（CLO）については、投資判断の材料として格付機関の評価を得ていますが、その評価には自治体の負担（補てん）が織り込まれています。投資家からの円滑な資金提供を促し企業の資金調達（借入）コストを抑えるためには、現行の自治体の負担割合は必要な水準と考えております。

なお平成20年度から企業の参加資格の基準改定や返済期間の延長などにより、債務不履行を抑制し、代位弁済額を抑える措置を講じております。

## **身近な商業地の活性化**

### **「商店街空き店舗活用事業」**

**[監査結果]**

**【改善要望事項】**

空き店舗が増えることは、経済上、防犯・防災上、まち全体にとって大きな損失が生じると考えられるため、今後は、地域、商店街、行政の三者が共に連携し、まちづくりという視点も踏まえ、空き店舗対策を含む商店街活性化のための方向性を検討していく必要があります。（経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課）

**[措置結果]**

空き店舗活用事業については、平成21年度より「商業経営支援事業」へ再編しています。また、外部有識者らによって構成されるアドバイザーの意見を踏まえながら、商店街の地域特性やニーズに応じた課題解決や地域活性化に効果的な支援施策のあり方について検討しました。

### **「市井（しせい）の名店継承事業」**

**[監査結果]**

**【指摘事項】**

本事業は、初年度に2件の店舗継承を成功させて以降、継承事例はありません。制度への登録者数が少なく、後継者不在という問題の有効な解決策となっておりません。

今後は、後継者不在の解決に向けて、事業の仕組みを見直す必要があります。（経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課）

**[措置結果]**

市井の名店継承事業については、平成20年度をもって廃止し、平成21年度からは、店舗の事業継承の課題に対して、「商業経営支援事業」により、個別店舗の経営支援及び空き店舗などの課題とあわせて対応することとしました。

## 「安全・安心な商店街づくり事業」

[監査結果]

### 【指摘事項】

小規模な商店街では、本助成制度の利用率が低くなっていることから、申請手続きの簡略化や定額補助の導入などを検討する必要があります。

また、地域防犯力の維持・向上を図るため、区役所と密接に連携し、商店街と自治会町内会等地域との連携をより一層強化するための取組が求められます。（経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課）

[措置結果]

申請手続きの簡素化については、平成21年度から添付書類の一部見直しを実施し、さらに平成22年度からは申請書及び手続き方法の簡素化を実施していくこととしました。

また、区役所を通じ、商店街と自治会町内会等と連携した防犯パトロールの実施について、働きかけをしました。

## 「ライブタウン整備事業」

[監査結果]

### 【指摘事項】

事業の基本計画であるライブタウンマスタープランについては、策定から14年が経過していますが、この間、関係法令である特定商業集積法が廃止されるなど事業の前提条件が大きく変化する中、プランの見直しは行われていません。また、事業進捗率が23.5%にとどまるなど、具体的な事業計画がなく、成果の検証も不十分な状況です。

今後は、事業のあり方を抜本的に見直す必要があります。（経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課）

[措置結果]

ライブタウンマスタープランの策定から10年以上が経過する中、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止や本市地域まちづくり条例の施行など、商店街を中心とした街づくりの環境の変化を踏まえ、平成20年度をもって本事業を廃止しました。

## 4 平成20年度「市民の目」監査（行政監査）結果報告（平成21年4月20日監査報告第1号）

### 1 ポイ捨て・喫煙 禁止の取組

#### (1) 海外から横浜を訪れる方々へも分かりやすい喫煙禁止地区の案内表示について

[監査結果]

#### 【改善要望事項】

現在指定されている喫煙禁止地区には、海外からの来客や外国籍の居住者が多く訪れることが予想される。横浜市では「国際性豊かなまちづくり」を推進しており、公共サインについては、海外から訪れる方々など誰にでも分かりやすくなるように「横浜市民共サインガイドライン」などの基準が定められている。

喫煙禁止地区に関するPR用掲示・警告板には、喫煙禁止や過料に関する外国語表記がないものがある。日本語が理解できない海外からの来訪者等のために、英語などでの表記が必要である。（資源循環局減量・美化推進課）

[措置結果]

喫煙禁止地区における表示看板並びに路面表示の表示については、従来から英語併記に加え、表示盤面のサイズに応じて中国語並びにハングルを付加したものを設置しています。PR用掲示・警告板については、「横浜市公共サインガイドライン」に準じて、順次、多言語化への対応を図っています。

平成21年3月からは、道路標識型の表示物の設置を進めており、この表示物についても英語併記並びに付加看板への中国語並びにハングル表記を行っています。

なお、表示物を補完するものとして、「横浜ガイドブック」（財団法人横浜観光コンベンションビューロー発行）外国語版（英・中・ハングル）に、喫煙禁止地区の取組を掲載し、周知を図っています。また、サイン等を補完するために設置した表示物及び周知啓発物品並びにポスター等について、平成21年11月版のポスターで英語併記を実施するなど、可能な範囲で多言語化を図っています。

## (2) 喫煙禁止地区における喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすための有効な取組の推進について

[監査結果]

【改善要望事項】

監査委員アンケートでは、喫煙禁止地区での喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすために最も良いと考える取組として「監視する人を多くするなど取締りを強化する」及び「地区内でのPR活動・表示を増やすなど、周知を徹底する」という意見がそれぞれ約30%、「マナー啓発や健康教育を充実する」という回答が19.4%であった。

喫煙禁止地区における取締りの強化に向けて、執行体制の強化が必要である。また、PR活動・啓発活動により、周知を徹底すべきである。こうした取組の成果を、市民意識調査などで更に分析し、より良い形で市民に分かりやすく示していく必要がある。

（資源循環局減量・美化推進課）

[措置結果]

喫煙禁止地区における取組にあたっては、喫煙禁止地区の新設・拡大の機会を捉えながら、美化推進委員を増員するなど巡回体制を見直して監視の強化を図っています。また、平成21年3月から、より視認性の高い道路標識型の表示板の設置を進めるほか、区並びに地域企業との連携を通じて、周知の強化に努めています。これら取組の成果については、事業全体の検証を通じて分析し、ホームページ等を活用して公表を図ります。

## 2 駅周辺の清掃

### (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正化について

[監査結果]

【指摘事項】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物の処理を委託する際は、排

出事業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付、保管することとなっているが、清掃等の業務委託（26件）で、マニフェストを交付していなかったため、同法に従って適正に処理する必要がある。

※「公園の美化」と「不法投棄防止の取組」での指摘事項をまとめて記載

「駅周辺の清掃」・・・（神奈川区地域振興課（2件）、保土ヶ谷区地域協働課（1件）、磯子区地域振興課（1件）、都市整備局みなとみらい21推進課（1件）及び道路局施設課（16件））

「公園の美化」・・・（環境創造局南部公園緑地事務所（1件）、港湾局海務課（1件）、港湾局南部管理課（1件）及び港湾局北部管理課（1件））

「不法投棄防止の取組」・・・（港湾局北部管理課（1件））

[措置結果]

（神奈川区）

平成21年度より、清掃委託で発生する廃棄物については区庁舎から発生する廃棄物と一緒に処分を行うこととし、マニフェストの交付・確認手続きについては、区庁舎管理担当とともに確認することとしました。

また、神奈川区では、平成21年3月に、産業廃棄物の処理事務について、産業廃棄物を排出する事業を所管する総務課及び地域振興課担当職員に対し研修を行いました。

（保土ヶ谷区）

清掃委託により生じた廃棄物を一般廃棄物として取扱っていたため、産業廃棄物の処理の際に必要な産業廃棄物管理票を交付、保管及び確認していませんでした。

平成21年4月より、清掃委託については、ごみを分別し、袋などにいれて区役所の指定する場所に集約するまでの作業としました。

清掃委託により生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の処理については、区役所のルート回収で処理し、産業廃棄物は産業廃棄物管理票により適切に管理します。

また、平成21年1月28日には、区役所全課の職員を対象にした定期監査の指摘事項等に係る改善・検討研修会を開催し、その中で、産業廃棄物処理委託業務についての研修を行いました。

（磯子区）

平成21年度から、駅周辺の清掃で発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り、産業廃棄物管理票の交付及び保管を行うとともに、最終処分までの適正処理の確認を行っています。

また、磯子区では、平成21年6月に、産業廃棄物の処理委託を行う関係課（総務課、地域振興課、土木事務所）の担当者を対象に研修を実施し、適正な産業廃棄物処理事務について周知徹底を図りました。

（都市整備局）

平成21年度から、委託した産業廃棄物処理業者にマニフェストを交付、保管することとし、適正な事務処理に改めました。

また産業廃棄物の処理を行う部署を対象に、産業廃棄物処理事務について周知徹底を図りました。

（道路局）

清掃委託により生じる産業廃棄物の処理については、平成20年度から各区土木事務所が発注しています。

平成21年度においては、各区土木事務所に対して清掃委託説明会等を実施し、産業廃棄物処理事務について周知徹底を図りました。

(環境創造局)

従来からマニフェストの交付・確認を行っておりましたが、再度もれの無いよう確認を徹底し、実施しております。

マニフェストの交付・確認手続き及びその適正処理については、21年度、朝礼などで再確認するよう環境創造局各課に周知徹底しました

(港湾局)

平成21年度から産業廃棄物排出の際には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、確認及び保管を行い、最終処分までの適正処理を確認しています。

海務課

平成21年4月1日契約「海上清掃業務委託」

平成21年4月1日契約「横浜八景島周辺水域海上清掃業務委託」

南部管理課

平成21年4月1日契約「金沢水際線緑地ほか清掃による廃棄物の処分業務委託」

北部管理課

平成21年4月17日契約「産業廃棄物収集運搬処理委託（大さん橋）」

平成22年1月契約予定「不法投棄物運搬処分業務委託（大黒）」

また、横浜港管理センター会議を通じて、産業廃棄物の処理委託を行う部署に対し、産業廃棄物処理事務について研修を行いました。

### (3) 駅周辺での清掃委託の効率的な執行について

[監査結果]

【改善要望事項】

監査委員アンケートでは、都心部の駅の清掃経費が身近な駅に比べて約5倍となっていることに関して、「このままで良い」とする意見が40.2%である一方、「身近な駅周辺にもっと経費をかけたほうが良い」が24.0%、「来街者が多い都心部の駅周辺にもっと経費をかけたほうが良い」が13.7%と変更を望む声も同程度（合計37.7%）であった。

厳しい財政状況の下、ポイ捨ての多い地区に経費を重点配分するなど効率的な執行が求められているが、東神奈川駅周辺などの3か所の清掃委託では、異なる区局が発注した委託で清掃範囲が重複していたので、関係区局で調整し、清掃範囲を見直す必要がある。（神奈川区地域振興課及び神奈川区神奈川土木事務所）

[措置結果]

東神奈川駅周辺地区（かなっくウォーク）は、平成21年3月に喫煙禁止区域に指定されたことを受け、今年度は制度の周知を含め清掃の強化に取り組んでいます。

なお、平成22年度以降の東神奈川駅周辺地区の清掃委託については、関係部署にて調

整し、清掃範囲が重複しないように見直しました。

### 3 公園の美化

#### (2) 金沢幸浦地区等の港湾緑地での市民等による美化活動の仕組みづくりについて

[監査結果]

##### 【改善要望事項】

金沢幸浦地区等の港湾緑地は、小規模の公園に類似しながら、市民ボランティア（公園愛護会など）による美化活動の制度が存在しない。

緑地を利用している周辺の企業や市民等による美化活動の仕組みが必要である。（港湾局南部管理課）

[措置結果]

金沢幸浦地区の一部の港湾緑地（休憩緑地1-C）においては、金沢区役所と連携し、周辺企業の団体及び近隣住民と調整を図り、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成に寄与するために、緑地の管理運営準備委員会を立ち上げました。平成21年度からは緑地の管理運営のほか、草刈や清掃活動等を行う仕組みを作りました。

### 7 市民による清掃・美化活動

#### (1) ハマロード・サポーター、公園愛護会及び水辺愛護会における市民参加の促進について

[監査結果]

##### 【改善要望事項】

多くの市民が、ハマロード・サポーター、公園愛護会及び水辺愛護会に参加できるよう、次の改善が必要である。

ア 地域の清掃・美化活動について、活動予定日や参加方法などを分かりやすく公開する仕組みが必要である。（神奈川区神奈川土木事務所、保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所及び磯子区磯子土木事務所）

イ 団体活動の負担を軽減するため、必要最小限の報告書類や多様な報告方法について検討する必要がある。（環境創造局環境活動事業課、道路局管理課）

[措置結果]

（神奈川区）

平成21年9月から、神奈川土木事務所のホームページにおいて、ハマロード・サポーターの参加団体の紹介を始め、参加希望者が土木事務所に連絡すると、土木事務所から各団体を紹介できるしくみをつくりました。

また、各団体に対して、広報誌や区ホームページを活用することによる活動者募集の支援を行う旨を周知し（平成21年8月）、メンバーの募集や活動状況のPR等、各団体の希望を盛り込んだ内容について、区民に広く広報を行っております。

公園愛護会については、会の活動内容の紹介やお近くの愛護会、参加方法などについて、横浜市のホームページや公園愛護会通信等でお知らせしていますが、区内に136ある公園愛護会の活動予定日の周知については、一元的に管理することが愛護会の新たな負担となること、情報の正確性を確保することが難しいこと、更には愛護会参加者が公

園の近くにお住まいの方が多くことなどから、公園の掲示板等を使ってお知らせする方法が、今のところ適当であると考えます。

平成21年3月には新たに3基の掲示板を設置しましたが、今後も掲示板未設置の公園につきまして、順次、設置を進めてまいります。

(保土ケ谷区)

保土ケ谷土木事務所管内で138の公園愛護会が活動していますが、愛護会の活動内容の紹介やお近くの愛護会、参加方法などにつきまして、横浜市のホームページや各区のホームページ、公園愛護会通信などでお知らせしております。

また、活動日については公園に設置された掲示板などを使って、愛護会から近隣にお住まいの方などにお知らせしています。

それぞれの愛護会活動日を市のホームページなどでより広く周知することで、活動に参加する方が増えるなどの効果は見込めますが、活動日を一元的に管理することが愛護会の新たな負担となること、情報の正確性を確保することが難しいこと、愛護会参加者が公園の近くにお住まいの方が多くことなどから、活動日の周知については、公園の掲示板等を使ってお知らせする方法が、今のところ適当であると考えます。

今後は掲示板未設置の公園につきまして、順次掲示板の設置を進めてまいります。

保土ケ谷土木事務所のホームページ（以下、「HP」という。）上において、ハマロード・サポーターの活動状況を紹介しています。現在、ハマロード・サポーターの各団体と調整を図っており、それぞれの団体が希望される内容（メンバーの募集又は活動状況のPR）を確認してから、HP上で希望される内容を追加して公開する予定です。また、活動範囲を地図上に明記し、HP上で公開するための準備を進めております。

(磯子区)

平成21年10月から、磯子土木事務所のホームページ上において、ハマロード・サポーターの活動場所と活動範囲を地図上で紹介するとともに、それぞれの団体の活動状況も紹介するよう改善しました。また、今後は各団体のメンバー募集等についても公開する予定です。

公園愛護会については、会の活動内容の紹介やお近くの愛護会、参加方法などについて、横浜市のホームページや公園愛護会通信等でお知らせしていますが、区内に106ある公園愛護会の活動予定日の周知については、一元的に管理することが愛護会の新たな負担となること、情報の正確性を確保することが難しいこと、更には愛護会参加者が公園の近くにお住まいの方が多くことなどから、公園の掲示板等を使ってお知らせする方法が、今のところ適当であると考えます。今後は、掲示板未設置の公園につきまして、順次、設置を進めてまいります。

(環境創造局)

ア 全市で2,323の公園愛護会が活動していますが、愛護会の活動内容の紹介やお近くの愛護会、参加方法などにつきまして、横浜市のホームページや各区のホームページ、公園愛護会通信などでお知らせしております。

また、活動日については公園に設置された掲示板などを使って、愛護会から近隣にお住まいの方などにお知らせしています。

それぞれの愛護会活動日を市のホームページなどでより広く周知することで、活動

に参加する方が増えるなどの効果は見込めますが、活動日を一元的に管理することが愛護会の新たな負担となること、情報の正確性を確保することが難しいこと、愛護会参加者が公園の近くにお住まいの方が多いためなどから、活動日の周知については、公園の掲示板等を使ってお知らせする方法が、今のところ適当であると考えます。

今後は掲示板未設置の公園につきまして、順次掲示板の設置を進めてまいります。  
イ 報告書類の簡素化や記入方法の簡便化などを図るとともに、届出書類は横浜市ホームページからも入手できるようにするなど、改善を行ってまいりました。

(道路局)

ハマロード・サポーターの活動報告書等の提出方法については、各区土木事務所へ郵送、FAX、持参又は電子メールの方法で受付を行っており、提出書類（要綱書類）については、以前から道路局のホームページにPDF版で提供していましたが、平成21年5月末からWord版の提供も開始しました。

水辺愛護会の活動報告書の提出については、パソコンの操作に不慣れな方がいることや、活動報告書の提出により委託業務の検査確認を行うことから、電子メールや携帯電話での提出には馴染まないため、現在の方法で行うこととしました。

今後は、交流会等で活動団体の要望を確認しながら、他の方法についても採用を検討することとしました。

また、提出書類（要綱書類）については、平成21年10月からWord版の提供を開始しました。

## 5 平成21年度行政監査（評価）結果報告（平成21年9月17日監査報告第4号）

### 1 財産損害保険料

[監査結果]

【改善要望事項】

建物総合損害共済事業は、市営住宅などを対象とした火災等に備える損害保険ですが、毎年度、受け取る災害共済金（保険金）よりも支払う分担金（保険料）が多く、最近6年間で、災害共済金に対して平均3倍近くの分担金を支払っています。

そこで、これまでの事業の検証を行い、関係局と十分調整しながら、現在の共済加入施設について、今後の加入の必要性を検討する必要があります。（行政運営調整局財産管理課）

[措置結果]

ア 費用対効果の観点から平成21年度をもって事業を廃止することとしました。（平成22年1月18日行財管第1866号行政運営調整局長決裁済）

イ 平成22年1月19日、関係区局長あてに事業の廃止を通知しました。

### 8 ホームレス自立支援事業

### 9 ホームレス保健サービス支援事業

[監査結果]

### 【改善要望事項】

ホームレス自立支援事業で行っている巡回相談では、緊急対応等に備え相談員が3人組で巡回していますが、ホームレス保健サービス支援事業の巡回相談（看護師等1人）と合同で実施する場合でも、相談員数を減らすことなく4人組で巡回しています。

そこで、合同で実施しているホームレス自立支援事業とホームレス保健サービス支援事業の統合や、状況に応じて相談員数を減らすなどの効率的な巡回体制を、検討する必要があります。（健康福祉局援護対策担当）

### 〔措置結果〕

ホームレス自立支援事業と、ホームレス保健サービス事業は、平成21年度より統合することとしました。

巡回相談においては、相談員数を減らすなどの効率的な巡回体制を検討しましたが、現状では経済状況の悪化等により市内のホームレス数の増加が考えられる、既存のホームレス対策に拒否的な者に対しては訪問の頻度を増やす等の効果的な支援が必要などの状況があり、更に拡充が求められているため、9人の相談員による巡回と、週2回の看護師による同行により実施することとしました。

## 10 農と緑の環境講座事業

### 〔監査結果〕

### 【改善要望事項】

市民農業大学講座の修了生による自主活動組織「はま農楽」の会員数の伸び悩みは、高齢となった会員の退会が主な原因であることから、今後は若年層の受講者を増やしていくことが課題と考えられます。

そこで、若年層のライフスタイルにマッチした形態にするために、例えば現在2か年となっている受講期間を短縮したり、休日にも受講できるようにしたりして、より効率的、効果的な運用を検討する必要があります。

また、受講者枠を広げることなどによって、市費負担のより一層の節減が期待できることから、こうした経済的観点からの検討も求められます。（環境創造局環境活動支援センター）

### 〔措置結果〕

市民農業大学講座は、農作業の手伝いをしたいという市民を対象に、栽培技術の基礎と実際の農作業を学び、講座修了後にボランティアとして活躍していただくことを目的に開催しています。

ボランティア活動は、農家の求めに応じて休日に限らず行われており、また農家の手助けとなるためには、栽培技術や農作業への深い理解が求められます。

講座の内容は、こうした活動の実態に合わせて行われており、年間を通した栽培技術や農作業の経験が必要であることから、受講期間の短縮や休日の講座開催については、十分な効果が期待できません。

はま農楽の会員の増加策としては、平成20年度に市民農業大学講座の定員を50名から70名としたところ、幅広い世代から定員を超える応募があったところです。2か年の講座が終了する平成21年度末からは、会員数が増加するものと考えております。

また、経費については、事業費の削減とともに受講料を見直すことにより、市費負担を行わずに事業を実施できるよう、平成22年度予算に反映してまいります。

## 11 横浜チャレンジファーマー支援事業

[監査結果]

### 【改善要望事項】

横浜チャレンジファーマー支援事業については、市内での新規就農者を増やすことを目的に平成17年度に開始しましたが、事業開始から今までの就農実績がわずか3人とどまっています。

そこで、同事業の事業費は少額ですが、ほかに人件費や事業所などの維持費もかかっていることから、事業の抜本的な見直しを検討する必要があります。なお、仮に事業を継続するのであれば、PRを充実したり、実施方法を工夫したりするなど目標とした実績を上げられるような対策が求められます。（環境創造局環境活動支援センター）

[措置結果]

農業の担い手確保は喫緊の課題であり、農業以外からの就農希望者の支援は重要な担い手確保対策のひとつであることから、今後も継続してまいります。

実績向上につながる対策については、問い合わせの8割がインターネットで情報を入手していることから、今年度募集からインターネットによる情報提供を強化したほか、公共職業安定所の神奈川就農等支援コーナーと連携を図り、PRの充実を図りました。

今後、従来の手法に加え、様々な媒体を活用し、PRの充実を図ってまいります。

また、実施方法についても、神奈川県との研修制度と連携を図り研修期間を短縮するなど、平成22年度募集から改善を図ってまいります。

## 12 こども緑の体験学習事業

[監査結果]

### 【改善要望事項】

こども緑の体験学習事業については、子どもたちが自然に親しみ、緑を大切にする心をはぐくむことを目的に教室を開催していますが、募集人数が少なく、また参加者も多くが開催地の区とその周辺区の居住者で占められており、事業効果が極めて限定されています。

そこで、既に市立小中学校でも環境教育などこの事業と同様の取組が進められていることから、同事業については、廃止も含めてあり方を検討する必要があります。（環境創造局環境活動支援センター）

[措置結果]

こども緑の体験学習事業については、平成21年度をもって事業を廃止します。

## 18 横浜防災ライセンス事業

[監査結果]

### 【改善要望事項】

横浜防災ライセンス事業では、防災資機材を取り扱える地域防災リーダーを、平成20年

度末までに延べ 3,832人育成しました。この育成されたリーダーを活用して防災資機材を取り扱える地域住民を増やしている区の例もあります。

そこで、既にリーダーとなった人材を活用して、防災資機材を取り扱える地域住民を増やす仕組みを構築するなど、効率的で実効的な事業執行を検討する必要があります。（安全管理局危機管理課）

[措置結果]

平成22年度は区講習会により指導員の活動を継続しつつ事業の見直しを行い、平成23年度以降はこれまでのライセンス取得者を活用できる仕組みを構築できるよう事業転換します。

## 第4 包括外部監査

### 1 平成16年度包括外部監査結果報告（平成17年2月18日公表）

「土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体」に係る監査

#### 第5章 財団法人横浜市建築助成公社報告書

##### 4. 融資事業

##### (3) 金利リスク／ALM管理手法

金利変動によるリスクの総合的管理を求めるもの

【意見】

平成6年度から現在までは、貸出金利が支払金利を上回る状態が続いていますが、固定の運用利回りに対して借入金利は変動するリスクがあるため、将来的な金利上昇によって損失を被るリスク（金利リスク）を抱えています。

金融機関では金利リスクの管理手法として、一般的にALM（Asset Liability Management）という管理手法を採用しています。助成公社の貸出資産は3,000億円を超え、金利の変動が損益に与える影響が大きいと予想されることから、助成公社においてもこのALMによるリスク管理方法を実施すべきものと考えます。

また、現状の組織体制から判断する限り、ALMによるリスク管理手法を導入するにあたっては組織内に「ALM委員会」（専門委員会）を新たに設置することが有効ではないかと考えます。「ALM委員会」の中で、助成公社のリスク管理方針を明確に定め、ALMによるリスク管理を継続して実施することにより、組織経営の健全性が図られるものと考えます。（助成公社）

[意見への対応状況]

（所管局：まちづくり調整局）

公社が保有する融資債権については、「財団法人横浜市建築助成公社が保有する融資債権検討委員会」を設置（平成18年6月）し、整理手法の検討を行いました。

委員会の提言（平成18年10月）に基づき、事業者を公募し、証券化等による検討を進めてまいりましたが、平成20年9月に発生したリーマンショックの影響により、証

券化市場が急速に悪化したため、現時点では、証券化による債権の整理は行わず、金融・証券化市場が回復するまでの間、債権の着実な回収等により内部留保の積み上げに努めていきます。

※ 24年度までの整理にこだわらず、金融・証券化市場が回復するまでの間、債権の着実な回収等により内部留保の積み上げに努める。（平成21年6月11日都市経営執行会議）

## 7. 事業の課題

### (2) 貸出債権の流動化の検討

#### 貸出債権の流動化の検討を求めるもの

##### 【意見】

流動化とは、資産の保有者が、保有する特定の資産を他の資産から区分し、その区分した資産が生み出すキャッシュフローを裏付けとして、第三者から資金調達を行う仕組みのことです。このような流動化を行うことにより、返済完了まで何十年もかかる住宅ローン債権を現金化することが可能となります。また、助成公社は多額の貸出債権を有していることから、金利リスク、信用リスクのほかに期限前償還リスクを抱えています。流動化はこれらの事業リスクを要因別に分解し、それぞれのリスクをコントロールしながら取引する仕組みを備えています。

助成公社の抱える事業リスクを総合的に分析し、流動化によるメリットを総合的に勘案して、貸出債権の流動化を検討する必要があるものと考えます。（建築局、助成公社）

##### [意見への対応状況]

（所管局：まちづくり調整局）

融資債権の流動化の検討については、金融機関からの提案を踏まえ、証券化を中心に検討を行いました。しかし、平成20年9月に発生したリーマンショックの影響により、証券化市場が急速に悪化したため、現時点では、証券化による債権の整理は行わず、金融・証券化市場が回復するまでの間、債権の着実な回収等により内部留保の積み上げに努めていきます。

※ 24年度までの整理にこだわらず、金融・証券化市場が回復するまでの間、債権の着実な回収等により内部留保の積み上げに努める。（平成21年6月11日都市経営執行会議）

## 2 平成17年度包括外部監査結果報告（平成18年1月20日公表）

「市民の食に関連する事業に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に係る監査

### 第4 監査の結果及び意見

#### 4. 消費者政策事業

##### (1) 委託費及び補助金

## 民間活力の活用の検討を求めるもの

### 【意見①】

協会はその収入の99%以上を横浜市からの補助金と委託費に依存している。

計量検査に関してはセンターの運営と異なり、指定管理者制度への移行は予定されていない。指定定期検査機関の指定は従来公益法人に限定されていたが、平成11年8月の計量法改正により現在では株式会社等の法人も申請が可能とされている。横浜市においても計量検査業務の遂行能力を備えた法人が登場すると期待され、民間活力の活用の観点から門戸開放を検討することが望まれる。（経済局）

[意見への対応状況]

(経済観光局)

平成20年度に「横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱」他を定め、株式会社等民間法人が参入できるよう、手続方法や手順等を整備いたしました。

この要綱に基づき、平成21年度から23年度までを担う指定定期検査機関の選定にあたりましては公募を行いました。

## 3 平成19年度包括外部監査結果報告（平成20年2月1日公表）

「廃棄物処理に関連する事業の管理及び財務事務の執行について」に係る監査

### 第4章 資源化及びリサイクル等

#### 2. リサイクル事業等

##### (1) 資源化物売払収入

「執行予定概算額の予定単価について現実的な単価を用い、執行予定概算額の精度を高めることを求めるもの」

[監査結果]

#### 【改善要望事項】

ペットボトルについては公表された市況がないとは言え、契約単価と予定単価との乖離は余りにも著しいものがある。

また、古紙については、市況を参考にした予定単価のように見受けられるが、契約単価は低下傾向、予定単価は上昇傾向にあり、市況単価を考慮した予定単価とは言い難い状況である。

年度収入予算額を保守的に見積もり、後の一般財源への追加負担を回避する意識が働いていたとしても予定単価と契約単価の乖離は改善の必要がある。

[措置結果]

(資源循環局)

ペットボトルについては、平成20年1月分以降、全量を指定法人引渡に変更することにより、予定単価と契約単価の乖離は解消しました。

古紙については、行政運営調整局への契約依頼が入札の約2か月前であることから、平成20年末の相場暴落のような事態が発生した場合でも入札不調にならないよう予定価格の設定をする必要があり、また、今後も安定したリサイクルを確保するために

も、適切な予定単価を設定するよう努めてまいります。

#### 4 平成20年度包括外部監査結果報告（平成21年2月9日公表）

「横浜市の医療提供に関連する事業の管理及び財務事務の執行について」に係る監査

##### 第4章 繰出金等

###### 4. 制度上の問題点

[監査結果]

###### 【改善要望事項】

「繰出金等の支出には慎重な審査のうえ金額及び項目を決定すべきである。」

[措置結果]

(健康福祉局)

政策的医療のコストの実績の把握については、その医療に係る収入から費用を控除した実質負担額を考慮した民間病院に対する補助基準を準用し、適正な金額の支出にあっています。

繰出金等の支出にあたっては、総務省の繰出基準に基づき適正な項目への支出を行っています。

##### 第5章 市立病院等の状況

###### 2. 脳血管センター

###### (5) 市民病院から脳血管センターへの資金の移動

[監査結果]

###### 【改善要望事項】

「病院間運用資金の運用という方法により、容易に資金を移動する方法には問題があり、移動する場合の意思決定ルールや会計処理ルールを今後見直していく必要がある。」

[措置結果]

(病院経営局)

総務省に確認したところ、地方公営企業法第17条により病院事業会計という特別会計を設けると規定されており、また法第20条により計理の方法を規定しているところであり、法の趣旨に沿った対応を求められています。

本件のご指摘については法の規定に基づき総務省の見解に沿った適切な対応を行っており、問題はないと考えています。

本件の問題点は、毎年発生している脳血管医療センターの資金不足であり、そのため「横浜市立病院中期経営プラン（21～23年度）」においても、脳血管医療センターの収支目標として、「資金収支の均衡」を掲げています。

併せて平成21年6月30日に病院事業管理者の諮問機関として「横浜市立病院経営委員会」を設置し、脳血管医療センターの抜本的な経営改善策を検討しているところがあります。

## 第7章 委託

### 2. 附属病院及びセンター病院の委託費

#### (5) 随意契約について－同一業者が多年度にわたり契約を続けている

[監査結果]

##### 【改善要望事項】

「契約資料について、市大病院に組織として十分な管理責任を果たすことを求める。」

市大病院に対し、監査手続実施上提出を求めた資料に関し、調査終了後校了数日前において、センター病院より資料の訂正依頼を受けた。

監査人としては、訂正依頼内容の正確性について、監査実施日程上可能な限り検証を試みたが、訂正依頼を受けた数値についても基礎資料との整合性を確認することができない部分があるなどの事情により、センター病院より訂正依頼のあった内容の正確性を確認しえないまま監査手続を終了し、本報告書該当部分への注記に留めざるを得ない部分があった。

監査人としては、横浜市の事業に無駄がないかという観点から市民と同様の視点で監査を実施しているものであり、監査人は市大病院に再三資料の確認を行っているにもかかわらず、適時適切に資料が提示されないことは、市大病院の資料作成及びその管理等について問題があり、契約資料について、市大病院が十分な管理責任を果たすことを求める。

[措置結果]

(所管局：都市経営局)

平成21年10月14日（水）に各係の経理担当者を対象として文書保管について研修を行いました。引き続き11月6日（金）に同様の研修を実施するほか、啓發文書でも周知を行います。併せて契約書類の保管状況の調査を目的として内部監査を11月中旬に実施する予定です。

### 3. 給食費

#### (2) 赤字の原因分析

[監査結果]

##### 【改善要望事項】

「給食業務のやり方に関して、見直しを実施し収益確保に努めること。」

入院患者に対する給食は、民間病院も行う「一般的医療」に属する費用であり、収入の限度はあるものの、市民病院の規模からして、黒字を目指すべき部門である。正規職員の給与単価が極めて高く、給与規程等を見直す必要がある。

また、正規職員を含め46人の体制を現状ではとっているが、業務の方法等の改善により効率的な運営ができないか受託業者と議論すべきである。

[措置結果]

(病院経営局)

平成20年度より全ての給食業務を受託業者に委託するよう改めました。

これにより、給食業務の収支の均衡を図りました。

なお、正規職員の栄養士については、栄養指導に専念させることにしました。

## 第8章 指定管理者制度

### 4. 政策的医療交付金

#### (3) アレルギー疾患医療交付金について

[監査結果]

##### 【改善要望事項】

「チャレンジブース、喘息管理システム（ARMS）ともに、治療法等の研究を行うという側面があるとしても、チャレンジブースの利用はほとんどなく、喘息管理システム（ARMS）についても利用者数が少ない。「政策的医療」として市民の税金を投入している以上、有効活用をすべきである。」

[措置結果]

(病院経営局)

病院の広報誌等通じ情報を発信するなど周知を図った結果、両施設ともに稼働実績は増加しました。

特に、喘息管理システムについては、利用できる携帯電話会社を増やしたことにより、平成20年度利用登録者数は47名まで増え、有効利用が図られております。

##### 【チャレンジブース】

(稼働実績)

平成19年度：5件

平成20年度：13件

##### 【喘息管理システム（ARMS）】

(稼働実績) 登録者数

平成18年度：9人

平成19年度：6人

平成20年度：47人

## 通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会委員長が講じた措置について

### 第1 行政監査

#### 1 平成19年度行政監査（評価）結果報告（平成19年9月14日監査報告第3号）

##### 国語力向上推進事業

[監査結果]

【指摘事項】

OECD（経済協力開発機構）が実施した生徒の学習到達度調査によると、日本の生徒の読解力は低下しており、これを受けて文部科学省は、国語授業の改善、読解力向上などに取り組んできた。中央教育審議会でも、「国語力はすべての教科の基本となるものであり、その充実を図ることが重要である」と国語力の重要性に言及しており、こうした状況を踏まえ、横浜市においても「読解力の向上」を横浜教育ビジョン推進プログラムの重点政策に位置付けている。

しかしながら、平成18年度におけるこの事業の取組状況をみると、国語科授業改善モデル作成協力校を10校、「まち」とともに歩む読書活動推進校を18校設置し、これらの学校の取組をとりまとめ、事例集として全学校に配布し活用してもらうというものにとどまっている。すべての教科の基本となる「国語力」の低下は深刻な課題と受け止められており、他都市においては日本語教育特区として国語力の向上に特に力を入れて取り組んでいる自治体もある。そこでこうした取組を参考にするなど、早急に国語力の向上のために効果的な指導方法や指導体制を確立し、それに必要な予算を重点的に配分すべきである。また、スケジュールについても前倒しして全校で取り組むことが期待される。

さらに、現状では本市の小中学生の国語力の水準や各学年での到達目標が明確に示されていないため、客観的に評価・検証することができない。この点についても、早急に客観的・具体的な指標を作成し、常に検証して改善につなげていくPDCAサイクルを確立する必要がある。

[措置結果]

平成20年度に外部委員を交えた「国語力向上検証委員会」を立ち上げ、国語力の向上を評価・検証するための、24観点からなる客観的・具体的指標を設定しました。

事業モデル校（20年度：国語力向上推進校18校、「まち」とともに歩む読書活動推進校72校、計90校）で、この指標を用いた検証を行い、その結果報告を21年3月に全市立小中学校491校に配付、周知しました。各学校では、これらを基に目標を設定し、日々の授業改善に活用しています。

また、従来から国語力向上に関して指導主事が市立小中学校を訪問・指導していましたが（20年度：国語科授業改善に関する訪問 延べ135校、読書活動推進に関する訪問 延べ40校、計170校）、現在は、上記指標に基づく各学校の取組を踏まえ、PDCAサイクルを機能させ、更なる授業改善が図られるよう指導しています。

## 英語教育改善事業

### [監査結果]

#### 【改善要望事項】

小学校における英語教育の実施に当たっては、教育改革会議の答申でも指摘されているとおり適切な評価規準や評価方法が必要である。答申の中では、小中学校英語一貫教育を通して、「中学校卒業段階で、外国人来訪者に対して、自らが考える横浜の良さを伝え、簡単な横浜市観光案内をできる」という目標を掲げているが、その英語力が具体的にどの程度のもなのか不明瞭である。また、平成18年度に策定された小中学校英語教育推進プログラム（中間案）では、小中学校9年間を見通した英語教育のねらいや概要が中心で、具体的な評価規準や評価方法は示されなかった。

文部科学省の英語教育改善実施状況調査（平成18年度）を見てみると、横浜市の中3年生の英語力は、むしろ全国平均を上回っていると考えられる。こうした状況も踏まえて、今後どの程度の英語力の向上を目指すのか、平成17年度から開始した横浜市学習状況調査を活用するなどして市民に分かりやすい明確な目標水準を示すとともに、事業の実施結果を検証するための評価規準と評価方法を確立することが期待される。

また、事業の進め方については、昭和62年以降ネイティブスピーカーのAETを大量に採用し、積極的に活用してきたが、これまでのところ、その効果について検証した形跡は認められない。そのため、費用対効果の点で的確な評価がなされないままとなっている。最少の経費で最大の効果を上げることが求められており、早急に検証されたい。

### [措置結果]

コミュニケーション能力の具体的な目標水準及び事業の実施結果を検証するための評価規準や評価方法

小中学校9年間で育む「コミュニケーション能力」の具体的な目標水準を平成21年2月に「横浜版学習指導要領 YICA、外国語科編」で提示しました。今後は、そこで示された内容をもとに達成状況の評価を実施していきます。

#### AET採用の効果検証

「児童・生徒のコミュニケーション意識・意欲調査」（新規実施）及び「英語聞き取りクイズ」（新規実施）を活用していきます。平成20年度の調査では、外国語活動を経験している生徒の方が、経験していない生徒よりスムーズに中学校の英語学習に取り組んでいることや、AETと直接触れ合う体験が、英語学習への意欲を高めているという結果が出ました。

また、外国語活動実施校の児童と未実施校の児童では、いくつかの場面における英語の聞き取りの力に大きな差が見られ、中学1年生との比較では、大きな差は見られないという結果から、小学校外国語活動が、児童の英語を聞き取る力を伸ばすことができていることが検証されました。

※ 上記検証結果については、「文部科学省研究開発学校研究開発実施報告書」としてまとめられ、文部科学省に報告されています。また、同報告書の概要版を平成21年度に横浜市教育委員会のホームページに掲載済みです。

## 第2 包括外部監査

### 1 平成17年度包括外部監査結果報告（平成18年1月20日公表）

「市民の食に関連する事業に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に係る監査

#### 第4 監査の結果及び意見

##### 5. 学校給食事業

##### (4) 食材の調達

##### 随意契約の見直しを求めるもの

##### 【意見④】

めん類及びこんにゃく類の購入額の平成16年度の実績は、めん類が20,251千円、こんにゃく類が38,725千円である。これらについて随意契約とする合理的な理由は見出しがたいため、指名競争入札によって競争性を高めることが望ましい。指名競争入札を導入する場合、契約期間は学期単位あるいは年単位で、入札単位は8ブロックとすることが考えられる。

豆腐類については、年間の調達回数が比較的多く、購入額も平成16年度の実績は188,912千円である程度の実績がある。豆腐類についても指名競争入札を導入することが望ましい。指名競争入札を導入する場合、契約期間は月単位あるいは学期単位で、入札単位は48班とすることが考えられる。

パン類及び米飯については、横浜市総合パン協同組合（以下「パン協同組合」という。）と随意契約を締結している。実際には、協同組合の組合員のうち6法人が、横浜市の学校給食用のパンを製造しており、そのうちの3法人が炊飯を行い、給食用米飯を各校へ納入している。

横浜市では、週2.5日を米飯類で、その他の日をパン類等とすることを献立の基本的な考え方としている。したがって、炊飯を行う3法人は、給食実施日にはほぼ100%、学校へパンあるいは米飯のいずれかを納入していることになる。平成16年度の実績は、パンの購入額が496,838千円（「パン（加工代）」欄参照）で、米飯の購入額は459,894千円（「米飯（加工代）」欄参照）である。

米飯について、随意契約とする合理的な理由は見出しがたく、指名競争入札を導入することが望ましいと考える。大規模な事故が発生した場合の対応を考慮すると、取引業者数も現在の3社から増やすことが望ましい。実際に大量の炊飯を行える業者がどの程度存在するかにもよるが、入札単位は少なくとも8ブロック程度は必要ではないかと考える。契約期間については、現在と同じ年単位が適当であると考えられる。

パン類についても同様に、指名競争入札を導入することが望ましい。入札単位及び契約期間については、米飯と同程度が適当ではないかと考える。（学校給食会）

##### 【意見への対応状況】

米飯につきましては、指名競争入札を導入するため、平成18年6月から審査基準を改定し、新規の業者登録ができるようにしました。その結果、1社が新規登録を行い、

新規業者が納入可能なブロックで指名競争入札を実施しました。

他のパン類、豆腐類、こんにやく類、めん類につきましても、指名競争入札の実施に向け、給食会のホームページを利用して周知する等、業者の新規登録の機会を増やしてきました。しかし、これらの物資業者の新規登録はなく、指名競争入札を実施することができません。従って、新規業者が参入するまでの当面の間、各組合との随意契約を継続せざるを得ませんが、引き続き入札実施に向けて登録業者を募集してまいります。